

平成27年第2回

# 三重県議会定例会会議録

(12月2日)  
(第21号)

第21号  
12月2日



平成27年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第21号

○平成27年12月2日（水曜日）

---

### 議事日程（第21号）

平成27年12月2日（水）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

---

### 会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	後藤	健一
28	番	稲垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	村林	聡人
31	番	小林	正男
32	番	服部	富児
33	番	津田	健規
34	番	中嶋	年介
35	番	奥野	英広
36	番	今井	智隆
37	番	長田	隆尚
38	番	館	直人
39	番	日沖	正信

40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	水 谷	隆
49	番	山 本	勝
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井	隆 男
書 記 (事務局次長)	原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	西	典 宏

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	竹内 望
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	伊藤 隆
環境生活部長	高沖 芳寿
地域連携部長	福田 圭司
農林水産部長	吉仲 繁樹
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村 昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井 敬子
雇用経済部観光局長	田中 功
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西城 昭二
企業庁長	松本 利治
病院事業庁長	加藤 敦央
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	前田 光久
教 育 長	山口 千代己
公安委員会委員	山本 進
警察本部長	森元 良幸
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎

人事委員会委員

戸 神 範 雄

人事委員会事務局長

青 木 正 晴

選挙管理委員会委員

落 合 隆

労働委員会事務局長

田 畑 知 治

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

## 質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。17番 田中祐治議員。

〔17番 田中祐治議員登壇・拍手〕

○17番（田中祐治） おはようございます。松阪市選出、自民党の田中祐治でございます。今日は松阪市の伝統工芸であります松阪木綿のネクタイをつけて一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まずは、11月22日に行われました松阪牛の共進会におきまして、知事の御挨拶の中で優秀賞1席はサミット価格でというお話がございました。知事の希望どおり、優秀賞1席3310万円というサミット価格で落札をされました。

これも一つのサミットの効果であるかなど、そんなふうにも感じております。業者にとっては例年より1000万円高い価格ということで大変な被害だったわけではございますけれども、これも一つの盛り上げになるのではないかと、そんなふうにも思っております。

そして、また、来年の正月にはいろんな福袋が出されるというふうにも思うわけではございますけれども、ぜひともこれもサミット価格、3310円とか3310万円とか、そういうのが全国で広がればサミットが全国的に盛り上がるのではないかと、そんなふうにも感じさせていただいております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、今日は4項目質問を御用意させていただいておりますけれども、その質問の中に、私が所属します環境生活農林水産常任委員会の項目も一部入っているわけではございますが、この質問が他部局に及ぶことから御理解をいただきたい、そんなふうにも思っております。

それでは、まず初めに、医療、介護の提供体制の整備についてであります。超高齢社会を見据え、県民が必要なときに安心して医療、介護を受けられるよう、医療、介護の提供体制の早急な整備が望まれております。

昨年6月、医療介護総合確保推進法が国会で成立し、効率的な医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築、医療従事者の確保、チーム医療などが重要な課題となっております。

このことから三重県は、子どもを持つ看護職員などが安心して働き続けられるために、病院内保育施設の設置や運営に対する支援に取り組んでいただいておりますが、まだまだ課題は山積みとなっております。女性にとって育児への課題は最大事であることから、今日は女性が大半を占める看護師の育児環境の整備について質問をさせていただきます。

まず1点目として、0歳児と2歳児までの子どもを持つ母親からは、保育所に子どもを預けられないため就業できないとの御相談がございます。育児のために休暇をとる環境は重要ですが、兄弟が多く、育児休暇をとっている



と長年職場に復帰できず、潜在看護師がますます増えるという状況にあります。

2歳児までの場合は途中入所が困難であることから、働きたくても就業できない、そんな実情がございます。

その理由として、0歳児の場合は乳児3人につき保育者1名、2歳児までは6名につき1名、3歳児は20名につき1名と、保育士の確保に問題があります。いつでも乳児から2歳児までが預けられるよう、保育士の増員、保育所の拡大と私立保育所に合わせた保育時間の見直し等の改善についてお伺いをいたします。

2点目として、病児保育に関して、病院内保育所・託児所では津の2カ所、三重県内の病児保育の病児対応は、桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、名張、志摩の8施設、病後児対応は、菰野、伊賀の2施設となっております。

病児保育は、健康なときは普通の保育所、病気のときは登録してある病児保育所を使用し、兄弟で預けている場合は保護者の負担となります。病院、クリニックに併設している保育所だと安心ではありますが、定員数が、多いところでは6人、少ないところでは2人であることから、入れない状況が発生をいたしております。

このことから、病児保育の定員数の増加を望む声がありますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

3点目として、学童保育は以前に比べて増えておりますが、学校区内における学童保育は定数を超える状況が多いことから、私立の学童保育を頼らなければなりません。地元の友達との交流のためにも、学区内の学童保育指導者の育成と待遇改善、また、学童保育室及び指導員を増加する等の必要があると考えます。県はこの状況をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

以上、3点、女性が働き続けられるように、育児環境の整備と子育て支援に対する施策、運営の補助の充実など、県の支援をいただく必要があると考えます。答弁におきましては、前の見える、希望あふれる御回答を期待して

おりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） まず、私のほうから院内保育所につきまして御答弁申し上げます。

本県では、看護職員の離職の防止、定着の促進のため、子育てと仕事が両立できますよう、医療機関における院内保育所の設置や運営に対する支援を補助という形で行っております。これは、運営主体そのものが定員数等を決めていただきますが、それに対して必要な支援を行っているという状況でございます。

特に後段につきましては、通常の運営支援に加えまして、例えば24時間保育だとか、夜間保育だとか休日保育とかそういったもの、それから病児の保育につきましては、それぞれに加算の補助をしているところでございます。

さらに、本年度は女性が働きやすい医療機関認証制度を創設したところでございまして、この認証基準の中に院内保育所の設置や病児保育の実施に関する項目も盛り込んでいるところでございまして、この制度を通じて医療機関におけます院内保育所の整備充実を促進してまいります。

今後も、三重県ナースセンターなど関係機関と連携しながら医療機関への働きかけを行い、看護職員をはじめとする医療従事者が子育てをしながらも働き続けられる、そのような職場づくりを進めてまいりたいと考えております。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） それでは、私のほうからは、女性が働き続けられるような育児環境の整備と子育て支援という観点で御答弁申し上げます。

女性が働き続けられるような育児環境の整備と子育て支援につきましては、低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策などを進めることが重要というふうに考えております。

低年齢児保育などの充実につきましては、保育所拡大のための施設整備や

保育士の確保、保護者の働き方に対応した延長保育などに取り組んでおり、県といたしましても、平成31年度までに待機児童をゼロにするということを目標として、こうした市町の取組に対して支援を行ってまいります。

次に、病児・病後児保育につきましてですが、各市町が地域のニーズに応じたサービスを提供できるよう、県といたしましても病児・病後児保育施設の設置運営について支援をしてまいります。

放課後児童クラブ、学童保育でございますけれども、これにつきましては、各市町において小学校区ごとに地域のニーズを見込み、確保方策を検討しております。県といたしましても、地域のニーズに応じたサービスが提供できるよう、各市町に対しまして施設整備や運営に関する支援などを行い、平成31年度には待機児童をゼロにすることを目標といたしまして取り組んでいるところでございます。また、今年度からは放課後児童支援員の研修を実施しておりまして、人材の育成にも取り組んでいるというところでございます。

今後についてですけれども、このように、今後とも、子育てと仕事が両立でき、女性が働き続けられるような育児環境の整備と子育て支援に努めてまいりますというふうに考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

希望あふれるところまでは行きませんでしたけれども、平成31年度までに待機児童をゼロとするという力強い御答弁もいただきました。かなり光を見たような気がいたしております。今後とも、育児環境の整備と子育て支援に御尽力いただきますことをお願い申し上げます。

続いて、ナースセンター事業についてであります。看護師等の人材確保の促進に関する法律の規定に基づき、三重県ナースセンターにおいて同法律の定める業務を実施することにより、三重県内の看護職員の人材確保と資質向上を図る目的でナースセンター事業を進めております。

また、今年10月から、看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正に伴

い、看護職が離職時などにナースセンターへの届出を行う制度が始まりました。三重県看護協会は、告知活動として、ポスター、チラシを各施設に届けたり、研修会時に受講者に届出制度の必要性を御説明させていただいております。

しかし、予算にも限度があり、三重県の看護師、特に潜在看護師まで届いていないというのが現状であるわけでございます。三重県として届出制度をメディア広報活動としてお願いしたい。

また、前回の一般質問において自民党の前野和美議員からナースセンター事業に関して質問をさせていただきましたところ、早々にナースセンターのサテライト化を考案いただきました。このことにより、今後さらに事業が発展すると確信をいたしておるところではありますけれども、引き続きナースセンターの設備拡充に向けての財政支援はどのようになっているのか、また、検討されているのか、お伺いをいたします。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） ナースセンター事業についてお答え申し上げます。

本年10月から、看護師等免許保持者の届出制度が導入されたことに伴いまして、これによりまして、離職されている、いわゆる潜在看護職員の把握が可能となり、把握した情報をもとに、再就業に向けて、より効果的な支援が行えるものと認識してございます。

このため、県ナースセンターや県看護協会と連携しながら、医療機関や看護師等養成所に対するリーフレットやチラシの配布、医療機関等への個別訪問により届出制度の周知を行っているところでございまして、今後も様々な機会を通じまして、同制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、ナースセンターの機能強化に向けては、今御指摘いただきましたように、本年度、ナースセンターのサテライト、支所といいますかランチといいますか、それを設置する予定でございまして、今後、来年度以降につきましても、当該施設の運営に係る財政的支援を行ってまいりたいと考えてお

ります。

以上です。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

来年度以降も財政的支援をいただくという力強いお言葉をいただきました。ありがとうございました。

看護協会の方が切実な思いでこんなことを訴えられました。育児をしながら母親の務めを安心して果たすことができる時間は、女性の一生にとって限られた時間であり、この限られた時間は女性が人生において最も輝く時期です。若者が魅力を感じる県とするならば三重県独自の手法も御検討され、いち早く実施してください。

私も早急に取り組んでいただくことを申し上げ、この件は終わります。

次に、主権者教育についてお伺いをいたします。

この主権者教育につきましては、私ども自民党の山本勝議員が10月16日の代表質問でさせていただきましたわけですが、時間の都合上、答弁をいただいておりますので、改めて御質問をさせていただきたいと思っております。

現在、我が国はグローバリズムが進展する中で人口減少時代に突入し、社会保障制度改革、深刻な財政問題、少子化対策、地球温暖化問題など多くの政策課題に直面しており、若年者も高齢者もそれぞれに、社会的知識の欠如や政治的無関心では通用しない社会になってきている、そんなふうにあります。

このような数多くの課題に対し適切な選択を行うためには、政治や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、自ら行動していくという高い資質を持った主権者の育成が求められております。

選挙において投票するということは、公的なものへの関心を持つ一つの機会であり、主権者としての資質や能力を高めることにつながるというふうを考えております。

しかしながら、近年は、国政選挙、地方選挙ともに投票率が全般的に低下傾向を続けており、特に若い有権者の投票率はいずれの選挙においても他の世代に比べて低く、政治離れは危機的な状況にあると言っても過言ではありません。

2014年に国立国会図書館が行った選挙権の年齢調査によりますと、対象とした191の国と地域のうち、18歳までに選挙権を付与しているのは176の国、地域に上り、全体の約92%を占めております。

来年の伊勢志摩サミット参加国G 7のうち、カナダ、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアは18歳選挙権が付与されておりますが、選挙権が二十以上となっているのは日本だけであります。

今年6月、公職選挙法の一部改正に伴い70年ぶりに20歳から18歳以上に引き下げられ、来年の夏に行われる参議院議員選挙から実施する予定となっております。

総務省は、選挙権年齢の引き下げに伴い11月17日から、（資料を示す）この高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」約370万部と、（資料を示す）こちらの教員向けの指導資料を約20万部、配布を決めました。そして、今、配布中であります。

選挙権年齢を18歳に引き下げるに当たって主権者教育がこれまで以上に重要になるというふうに思われますが、そのためには、現在の高校生に対し主権者としての素養を身につけさせる指導の充実が喫緊の課題と考えますが、教育長の御見解をお伺いいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 高校生に対する主権者教育の充実についてお答え申し上げます。

学校における政治的教養の教育につきましては、教育基本法や学習指導要領を踏まえ、日本国憲法の基本的な考え方、我が国の民主政治や議会の仕組み、政治参加の重要性や選挙の意義などについて指導を行うものとされておりますが、議員も指摘がございましたが、低い投票率などにも見られますよう

に、必ずしも十分ではない状況にあります。

そこで、高校生等にこれまで以上に組織的に公民としての資質を育む指導を行うことが求められています。

そのような中、去る9月29日、文部科学省と総務省が作成いたしました高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」及び教員用指導資料が公表されたところです。高校生向け副教材につきましては、政治や選挙に関する知識を身につけ、関心を持てるよう、選挙制度の解説や模擬選挙などの参加実践型の学習事例が掲載されています。一方、指導に当たる教員には政治的中立が求められることから、教員用指導資料にはその留意点が掲載されています。

また、10月29日には文部科学省から、高等学校等、この「等」につきましては、中等教育学校、特別支援学校高等部を含みます、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての通知が出されました。高等学校等における政治的教養を育む教育の充実と政治的活動などに対する適切な生徒指導を実施するための留意点などが示されました。

今後、各高等学校等では、授業や特別活動などにおいて、国作成の副教材を十分活用して、模擬選挙、模擬請願、模擬議会に加え、ディベートでの政策論争などを通して、生徒が課題を多面的、多角的に考え、自分なりの考えをつくっていく力を培うことが大切となってきます。

そこで、県教育委員会では、国の指導資料を増刷しまして県立学校の全ての教員へ配付するとともに、管理職や担当教員を対象とした研修会を年内に開催し、教員の指導力向上に取り組みます。具体的には、国の教科調査官と選挙管理委員会の職員を招聘し、実践事例を紹介するとともに、現実の具体的政治事象を取り扱う際の指導のあり方などについて研修を行い、教員の政治的中立性の確保に努めます。

今後とも、自分が暮らしている地域のあり方や日本、世界の未来について調べ、考え、話し合うことによって、国家、社会の形成者として、また、民主主義の担い手として、公共の精神を育み、行動につなげていけるような教育をより一層推進してまいります。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

教材を十分活用して指導していただくという御答弁をいただきましたし、次に政治的中立性についてもお伺いをさせていただく予定でございましたけれども、それも含めて御答弁をいただいたというふうに思っておりますので、政治的中立性についてはまた改めての機会に細かい話をお聞かせいただきたい、そんなふうに思っております。

また、今年になって、県内の高校において誤解を招くような授業があったわけでございますけれども、二度とそのようなことのないように十分慎重に授業のほうをお進めいただきたいということをお願いしておきます。

次に、選挙違反への抑制についてであります。選挙権年齢が18歳以上になったことを受け、高校生における政治活動や選挙運動について、何ができるのか、そして何ができないのかというのを明確にしていくということは非常に大切なことであり、教育の場としても大変極めて重要なことである、そんなふうに思っております。

高校生の選挙への参加は、就職や進学を控えた大切な時期であり、選挙違反によって人生が大きく左右されるという可能性もあります。まずは、学校が校則等を通じて自主規制に取り組むとともに、そして、同時に、各学校での政治的中立性が確保されるよう、ガイドラインの提示や適切な指導、助言を行う必要があるというふうに思うわけでございますけれども、教育長の御見解をお伺いいたします。

○教育長（山口千代己） 高校生の政治的活動、選挙運動についてのガイドラインなどの提示はどうかということではございましたが、選挙権年齢の引き下げに伴い、高等学校等におきましては、生徒の中に満18歳以上の選挙権を有する生徒とそうでない生徒が混在することを十分に認識する必要があると思えます。

このことから、例えば選挙権年齢に達した生徒が選挙権年齢に達していな



い生徒を選挙運動に勧誘することなども想定されるため、生徒一人ひとりが政治的活動や選挙制度についての理解を深め、正しく権利を行使できるよう、学校全体で指導を行っていく必要があるかと思えます。

県教育委員会としましては、議員から御指摘がございました校則のあり方、あるいはガイドラインの提示等につきましては、選挙管理委員会など関係機関などとの連携を図りながら、また、年内から年明けにかけて予定されていると聞いております文部科学省によりますQ&A集の発出や全国の担当者会議での説明を踏まえ、指導のあり方全般として検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

主権者教育の認識は十分共有をしていただいている、そんなふう感じさせていただきました。また、今後、様々な主権者教育に取り組んでいくという思いも伝わってまいりました。今後の教育委員会の取組に大いに期待をさせていたいただきたい、そんなふう思っております。

次に、選挙管理委員会にお伺いをさせていただきます。

これまで行ってきた主権者教育が今の若者にきちんと成果としてあらわれているのかといいますと、それはやはり、投票率が伸びないということは、今の主権者教育が本当に教育としてどうなのか疑問に感じるところであります。

昨年の12月の衆議院議員総選挙における抽出調査によりますと、三重県の投票率は58%、20代は37%、60代は73%と、これらと比較すると、20代の投票率は、半分しか投票に行かなかった、そんなのが現実にあるわけでございます。

選挙権年齢をさらに引き下げということは、若年層の政治的影響力を少しでも高められるのではないかという期待ができる反面、若者の低投票率が変わらなければ、来年夏の参議院議員選挙で選挙権年齢が引き下げられても

むしろ、投票に行かない有権者を増やすだけということにもなりかねません。

選挙権が18歳以上に引き下げられたことにより、選挙管理委員会としてもこれまでにない新たな取組が必要になるというふうに思うわけでございますけれども、選挙管理委員会のお考えをお伺いいたします。

○**選挙管理委員会委員（落合 隆）** 若年層の投票率向上に向けた取組につきましてお答えさせていただきます。

まず、周知、啓発としまして、若者の目線を意識した選挙制度の解説とさらなる政治参加意識の向上が必要と考えております。

6月19日に公布された公職選挙法の改正を踏まえた新たな国の動きとしまして、総務省が文部科学省と連携して高校生向けの副教材及び指導用テキストを作成し、11月27日以降、県内全ての高等学校等に配付します。あわせて、総務省が11月17日に発表したところですが、全国の若者啓発グループと連携し、全都道府県で啓発イベントを実施することとされております。

県選挙管理委員会としましては、このような国の動きにあわせた活動に加え、従来から行われてきた教育機関への出前授業、大学祭への出展、若者向けの選挙講座などの啓発活動について拡充を図りながら、市町の選挙管理委員会や県教育委員会などの関係機関と連携し、若者の政治参加意識の向上に取り組んでいるところであります。

また、新たに高等学校等からの要望を踏まえ、県選挙管理委員会が現場に赴く形で、学校での出前授業や、模擬投票による政治、選挙に関する学習を支援してまいります。

さらに、SNS等の媒体を用いた情報発信など、若者の目線に合った取組を行っていくこととしております。

次に、若者にとって投票しやすい環境を整備するという点も重要であります。

投票所の事務は市町選挙管理委員会が行っておりますが、例えば若者が集まる商業施設などに新たに期日前投票所を設置するなど、投票環境のさらなる向上に向けた取組について、各市町選挙管理委員会と連携を密にしてまい

りたいと考えております。

その一つの取組といたしまして、この10月に各市町選挙管理委員会との合同会議を開催し、認識を共有させていただいたところです。

いずれにいたしましても、県選挙管理委員会としまして、投票率向上に向けた若者への周知、啓発とともに、投票環境の整備につきまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

18歳への引き下げに伴い、新しい取組もしていただけるという御紹介もいただきました。投票率というのは数字にあらわれるわけでございますから、参議院議員選挙の数字の向上に向け、期待をさせていただきたい、そんなふうに思っております。

主権者教育の充実は教育全般に波及する重要な問題であることは間違いございません。学校、選挙管理委員会などがさらに連携して実の伴った主権者教育に取り組まれますことを御期待申し上げまして、この件はこれで終わらせていただきます。

次に、太陽光発電に伴う景観、環境、防災についてであります。この件につきましては先日稲森議員からも御質問がございましたので、なるべくかぶらないように違った角度からお伺いをさせていただきたいと思います。

三重県では今後、急速に高齢化や人口減少が進展する中、人口減少対策や地方創生を進めるために、平成27年6月に三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）中間案を公表し、環境・エネルギー関連産業の育成及び集積、地域資源を生かした新エネルギーの導入、環境・エネルギー技術の活用によるまちづくりなどに取り組むことにより、エネルギー産業の振興を進めていくこととしております。環境に優しい再生可能エネルギーの拡大が行われるということは私も賛同するものであり、今後もしっかりとこの事業を進めていただきたいというふうに願っております。

この大きな事業の中で、今回は太陽光発電に絞ってお伺いをさせていただきます。

まず、今後の方向性についてであります。三重県新エネルギービジョンの中間評価では、太陽光発電の平成25年度末の進捗率は目標値38.6%に対し63.5%、平成26年度末は導入量64万6160キロワット、進捗率121%となり、既に平成32年度の目標値を上回っております。そして、現在も太陽光発電の整備が進められ、導入量はさらに増加する見込みであります。今後の方向性はどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 太陽光発電の導入に関する今後の方向性についての御質問でございます。

国は平成27年7月、平成25年度末に2.2%であった新エネルギーの構成割合を平成42年度には12から14%とする電源構成の見通しを公表しました。これは、平成27年11月末からフランス・パリで開催されています国連気候変動枠組条約第21回締約国会議C O P 21において、地球温暖化対策の新しい国際枠組みを合意しようとしていることを見据えたもので、太陽光発電をはじめとする新エネルギーの導入をこれまで以上に積極的に推進することとしています。

一方、県内では、平成24年7月に始まった再生可能エネルギー固定価格買取制度を背景に、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電のように導入が順調に進んだものと、太陽熱利用、燃料電池のように進まなかったものがございます。

このような新エネルギーに関する国の方針や県における導入状況から数値目標や導入促進策を見直す必要が生じたため、本年7月に有識者、地域団体等から成る新エネルギービジョン推進会議を設置しまして新エネルギービジョンの改定作業を進め、最終案を取りまとめたところでございます。

現行ビジョンでは太陽光発電施設の平成32年度の導入目標を53万6000キロワットとしていたところですが、改定版の最終案では平成42年度の導入目標

を219万3000キロワットとしているところでございます。これは、34万8000世帯が1年間で使用するエネルギーの消費量に相当するものでございます。この目標は、県内において既に多くの太陽光発電施設が国への設備認定申請を済ませていること、それから、固定価格買取制度の買い取り価格引き下げにより、今後の導入ペースは低下するものと見込まれる、そのようなことを総合的に勘案して設定したものでございます。

また、導入に当たりましては、計画段階から地域住民に情報が提供され、景観、自然環境、住環境に配慮されるよう取り組んでいくこととしております。

今後は、日照条件に恵まれた本県の地域特性を生かし、メガソーラーなどの大規模な太陽光発電とともに、家庭や事業所等への自家消費型の太陽光発電の導入を、国や市町と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。もう既に平成42年度までの目標値を設定され進めていくという御答弁でございました。

冒頭に申しあげましたように、私は決してこの太陽光発電に異議を唱えるものではないですが、むしろ将来のエネルギーのために推進を望んでいるわけでございます。しかしながら、一方ではいろんな問題が浮上しているというふうに感じております。

まず、景観への配慮と調和についてであります。先日の稲森議員の質問に対し、知事が「三重県の好きなところは何か」と聞いたら「自然」という答えが多かったというお話も伺いました。このように美しい自然のあるこの三重県であるわけでございますけれども、景観を楽しみに訪れた観光客の方が、太陽光が並ぶこの光景を見てどんな思いをするのかというところが危惧するところであります。

（パネルを示す）この写真は身近な里山での工事中の太陽光発電の様子ですが、ほかにも休耕地や住宅地などで太陽光発電用のパネルが目につきます。

こうした光景は、豊かな自然や景観と融合するものではございません。自然エネルギーのために自然を壊している、これでは三重県が推進している再生可能エネルギーの振興にマイナスになると思われませんが、太陽光発電の促進と景観への配慮と調和はどのように図っていくのかお伺いをいたします。

○**県土整備部長（水谷優兆）** 太陽光発電施設の景観への配慮についてお答えをします。

美しい景観づくりには三重県景観計画に基づいて取り組んでいるところで。この景観計画では、太陽光発電施設は工作物に分類されます。この工作物の三重県景観計画における届出の対象は、高さ13メートルを超えるものとなっております。太陽光発電施設の多くはパネルの設置高さが2メートル程度であることから、届出の対象となっております。

しかしながら、本年7月、学識経験者により構成される国土交通省主催の日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会から、太陽光発電施設の周辺環境への影響について、地域の実情に応じた対応が重要との報告がなされたところです。このことから、関係部局や市町との連携の上、太陽光発電施設の周辺環境への配慮について検討してまいります。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○**17番（田中祐治）** ありがとうございます。

地域の実情に合わせて施行されていく、そんな御答弁だというふうに思います。

太陽光発電によって環境が破壊され、大変な状況になっている自治体もあるように伺っております。早急の取組をお願いさせていただきたい、そんなふうに思っております。

次に、環境問題と生態系への影響であります、（パネルを示す）この写真は、堤防と水田に挟まれた松阪市内の池で、冬には多くのカモ類が越冬するほか、三重県レッドデータブックにも登録されておりますセイタカシギの繁殖や、オオハシシギ、コアシギが越冬しております。また、絶滅危惧Ⅱ類に登録されているツルシギが毎年飛来し、春季滞在しております。三重野

鳥の会の御説明では、セイタカシギが多数見られるのは県下でこの池だけであり、ツルシギはこの池でしか見られないとのことでした。

ところが、この写真のように、（パネルを示す）9月中旬から、全国有数の野鳥の生息地であるこの池に浮体式水上太陽光発電所の建設が始まりました。地域住民のお話では、工事着手直前にしか説明はなかった。なぜ県が許可をおろしたのかという御質問をいただきましたので、早速現地を伺った後、三重県松阪庁舎で確認をさせていただきましたところ、個人所有の池であることから県は管理できないとの回答でございました。

そして、この写真は、（パネルを示す）地域住民から新たに計画が進んでいると指摘されている広大な池であるわけですが、松阪市に聞いても個人の池なので行政はタッチできないとの回答でございました。

この浮体式水上太陽光発電所は有望な技術ではありますが、建設がどんどん進めば、自然環境の破壊と、水中生物、そして、また、野鳥などの生態系に悪影響を及ぼす可能性があります。三重県内において今後ますます開発が進む中で、ある程度の歯どめが必要である、そんなふうに思うわけですが、すけれども、県の御見解をお伺いいたします。

**○農林水産部長（吉仲繁樹）** 自然環境への影響に関してでございますが、三重県自然環境保全条例では、1ヘクタールを超える農地や林地、湖沼などの土地を開発する場合には知事への届出を義務づけております。

知事は、希少野生動植物の保護や緑地の確保など、自然環境の保全のために必要がある場合には、届出があった開発行為に対して助言や勧告を行うこととしています。

こうした中、議員も御指摘のように、沼や湖、池などに浮かべる浮体式の太陽光パネルを設置することについては、土地の造成や水面の埋め立てなどの開発行為には該当しないため、現条例では届出の対象となっておりません。

しかしながら、こうした太陽光パネルを大規模に設置する場合には少なからず生態系への影響があると懸念されます。こうしたことから今後、環境省への相談、あるいは他府県の状況などを調査しながら対応していき

いというふうに考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

先ほど示させていただきました松阪の大きなため池の太陽光発電の計画ですけれども、それも行政のほうでチェックをしていただく、調査をしていただくというふうに理解させていただいてよろしいですか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 先ほど御説明申しましたように、三重県自然環境保全条例では1ヘクタールという規模がありますので、そういった規模とか、そういうのを調査して対応することになると思います。

以上です。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） わかりました。浮体式の場合は法規制がないというふうに伺っておるわけでございますけれども、それにかかわらず調査をいただくという理解でよろしいですか。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 条例にかかわる場合にはそういった行為とかとこのがあるのですが、いずれにしましても、自然環境に対してそういった開発行為というのは、行政としての助言とか相談というのはできますので、そういったことについて必要があれば検討してまいりたいと思います。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） 御検討いただくということで確認をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの写真でありますけれども、11月29日日曜日に私が撮影させていただいたものですが、この日は日曜日だったということもありまして、関西や関東方面からたくさんの方が野鳥の観察にお見えになっておりました。

先ほどの太陽光パネルを見て、三重県は何をしてくれるんやということをお奈良から来ていただいた方にしっかりと言われたわけでございますけれども、また、千葉県から来られた方は、全国でこんなに野鳥のいるところはない、



だから私たちは遠いところからでも見に来るんですよという話もお聞かせをいただきました。

ぜひともこれは三重県の大きな問題として捉え、対応をお願いしたい、そんなふうに思っております。

次に、災害についてであります、（パネルを示す）単に景観の悪化だけの問題ではなく太陽光パネルは、強風でパネルが飛ばされるという危険、樹木の伐採による土砂の流失やパネルによる気温の上昇、反射光への不安、さらには海岸付近では津波による２次災害への不安も高まっております。

平成23年10月1日から建築基準法施行令の改正により、太陽光発電設備などは建築基準法から除外されました。このことによって建設が容易になったわけですが、三重県内においてこれまで、災害発生や地域とのトラブルはなかったのか、事例があればお伺いをいたします。

○雇用経済部長（廣田恵子） 太陽光発電施設の技術的基準や施工につきましては、経済産業省の所管する電気事業法等に定められておりますが、本県におきましては災害発生などの事例というのは把握はしておりません。ただ、このような状況の中で全国知事会のほうから、太陽光発電施設の適正導入を図るために、安全性を確保するための造成、地盤強度等に関する設計基準や施工管理に関する基準を整備すること、それから、中小企業の太陽光発電設備の適切な設計、施工と管理のための立入検査対象を拡大強化することなどにつきまして、近く国に提言するというのを聞いております。

県としましては、施設の安全性とか、災害に関する住民の不安をなくすことが重要であるという認識を持っておりますので、安全で安心な新エネルギーとして太陽光発電施設の導入を進めていきたいというように考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

この件につきましては、先日稲森議員からも提案がございましたように、

県として適正な導入に向けてのガイドライン等の作成をお願いしたいというふうに思っております。

また、廃棄物対策についてであります。太陽光パネルは永久に使えるものではありません。約15年で時期がやっけてまいります。そのときに更新ができなければ、太陽光パネルは放置されたままの状況になるということが考えられます。

現状においても多くの空き家が放置されたままの状況になっているわけですが、それを法で規制するということはできないわけですが。太陽光パネルも近い将来、この空き家のように放置されるという危険性を危惧いたしております。このパネルが廃棄物になった際には、解体時の処理責任を含む必要もあります。事業者などが倒産や撤退によって解体費用が不足しないよう、家電のように事前に事業者から供託金を拠出させていただく仕組みも必要であるかというふうに思います。また、場合によっては不法投棄される危険性も高いと思われれます。

その処理責任を明確にするとともに、費用の負担についても事前に事業者責任を持たせるなど、将来にわたってどうしていくのか、今後の国の動きに注視していくとともに、県としても早急の手段を御検討いただくことを要望いたしまして、この件は終わらせていただきます。

最後に、森林更新の促進及び県産材の需要拡大についてであります。三重県は、木材生産・利用、森林の持つ公益的機能の維持増進のため、各種の事業を推進していただいていると認識をいたしております。

近年の林業、木材産業を取り巻く情勢は、原木、製品価格の低迷が長引き、非常に厳しい状況が続いております。

この図のように、（パネルを示す）素材の生産量はピーク時の昭和48年度の約3分の1、価格においては昭和55年度の約4分の1となっております。現在は原木市場において原木が不足しており、製材所などの木材産業事業者において原木の確保が喫緊の課題となっております。

この図のように、（パネルを示す）41年生以上のが全体の76%を占めるな

ど、県内の森林資源は成熟期を迎え、利用可能な林齢に達しておりますが、多くの林業所有者は森林経営において価格の低迷を訴え、伐採後の再生林への経費の捻出が困難であり、適切な時期に伐採に踏み切れない、切り控えの状況が続いております。

これらの状況を踏まえ、県では木材生産量と生産額の向上を目指し、間伐から主伐への推進へと政策転換し、今年度から新たな事業として再生林コストを抑える杉、ヒノキの低密度による低コスト造林への取組を始めました。

(パネルを示す) 低密度植栽を行うことにより、植栽本数が少ない分、植栽、枝打ち、間伐にかかる経費、手間などの削減により森林所有者の収入は従来より増えることとされておりますが、この事業の本年度の計画に対する進捗見込みと、事業にかかわる森林所有者や林業事業者からの御意見や反応はいかがなものか、お伺いをいたします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 低コスト造林についての御質問で、それに対してお答えいたします。

三重県ではこれまで、杉やヒノキの苗を1ヘクタール当たり約5000本以上の密度で植えるということで、全国的に見ても高い密度で植栽し、間伐や枝打ちなどの手入れを小まめにして、それを繰り返しながら優良材の生産を行ってまいりました。

その一方で、近年、建築用材やCLTの原料、あるいは輸出用材などを含め、一般材の需要の増大が見込まれる、こうしたことから、育林コストを低減することが課題となっております。

このため、本年度から新たに開始した低コスト造林推進事業では、植栽本数を従来の約半分、2000本程度ですけれども、それにする植栽と育林に係る経費を軽減する取組を推進してまいりました。

事業に対して森林所有者からは、コストは削減されるけれども良質な材に育つのかといった御意見もありましたが、これまで各地域で説明会を開催し、国有林等での実証事例や収益性を説明するなど、低コスト造林の普及啓発に

取り組んできたところであります。

この結果、林業の現状や木材需要の動向を考えると、低密度植栽にも取り組んでいかなければならないとの前向きな意見も増え、現時点ではほぼ計画どおり、約100ヘクタールの計画に対して現在98ヘクタールくらいの申し込みがあるのですが、そういった実施を見込んでおります。

低コスト造林の取組については、森林所有者にも一定の理解が得られてきていることから、今後も引き続き、低コスト造林など、林業の採算性の向上に取り組む、主伐の促進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

計画どおりにもう見込みがあるということ、そして、また、現場でも御理解をいただいているというふうに受けとめをさせていただきました。

成熟期を迎えた県内の森林資源の適切な利用を進めるために、必要な間伐や主伐後の再造林を着実にを行うことは非常に重要である、そんなふうに思っております。

近年、県内各地に木質バイオマス発電が進められ、燃料となる木材を確保するため、県内の森林の伐採の加速が予想されております。

また、震災以降におきましては、シイタケ原木の流通量は非常に減少し、価格も高騰しているなど、森林、林業を取り巻く状況は著しく変化をいたしております。

先ほどお伺いいたしましたように、県においては杉、ヒノキを対象とした低コスト造林の取組が進められておりますが、バイオマス発電やシイタケ生産の継続を鑑みますと、クヌギを中心とした広葉樹の植栽が有効であるというふうに林業者は訴えておるわけでございますけれども、この森林経営を考えましても、立米単価は、杉、ヒノキは並材の1万円程度と比較し、クヌギは2万5000円から3万円と大きく上回り、伐採までの成長量におきましても、杉、ヒノキの50年から60年に比べ、広葉樹は10年から15年と成長が早く、短

期間で収穫できることから、バイオマス燃料としても有効と考えられます。

さらに、広葉樹の再生林は自然萌芽による更新となり、新たに苗を植える必要がないことから、立地条件に応じて広葉樹林化を推進することで、多様で健全な森林への誘導が可能と考えます。

森林更新におきましては重要な部分と考えておりますので、今後の県のお考えをお伺いいたします。

○**農林水産部長（吉仲繁樹）** 議員御指摘のように、クヌギについては、シイタケ等の原木としての需要が高い、あるいは20年で切れる、それから、切っても自然萌芽してくるという、そういったメリットがあるということは認識しております。

しかしながら、杉やヒノキと同様に、生えてきた後については、下刈りや獣害対策についてはしっかりしていく必要があります。また、単価は高いものの、材積、いわゆる量が少ないということで、試算ではありますけれども、収益性についてはさほど、そんなにも、思ったほど高くないというような現状もあります。

そういったことから、従来から造林補助事業の対象にはしていますものの、県内では余り御利用がないというような状況です。

議員御指摘のように、低コスト造林推進事業については杉、ヒノキ等の針葉樹を対象としてやっておるわけですが、クヌギを含め、針葉樹以外の樹種について、将来の需給見通しなどを十分検証しながら、森林所有者の意向なども把握して、今後は検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○**17番（田中祐治）** 県内では余り利用がないというふうにお答えをいただいたわけですが、私がいろんなところでお話を聞く中では、ぜひともこのクヌギに取り組んでいただきたいという声をたくさん伺いました。ぜひとも林業者の声に耳を傾けていただいて、もう一度御検討をいただきました

い、そんなふうに思っております。

そして、もうあと時間が少なくなりましたので、これだけは部長の決意をお伺いしたいと思うわけですが、全国でヒノキの生産量が三重県はトップだったわけですが、平成25年度は杉、ヒノキの素材の生産量は全国でワースト3位まで減少してしまいました。素材生産量の増大、県産材の需要の拡大に向け、今後どのような政策展開をされていくのか、部長の御決意をお伺いいたします。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 林業の活性化を図っていくためには、素材生産と需要拡大という両輪でしっかり進めていく必要があるというふうに考えています。

素材生産については、路網の整備等、あるいは機械化の促進で、生産性の向上を高める、低コスト化を進める、さらに、コンテナ苗とか、あるいは伐採後直ちに植えるというような、現代の先進事業者でもされております技術をどんどん導入していくということ、あわせて、需要の拡大については、いろんな拡大といいますか、消費者に向けて三重の木をPR、あるいは輸出に向けても取り組んでいくということで、あるいはCLTというのが最近注目を集めまして、県内でも研究会が発足をいたしました。

そういったことで、造林と需要、そして川上から川下まで一体的な森林施策に取り組むことによって、林業の活性化を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔17番 田中祐治議員登壇〕

○17番（田中祐治） ありがとうございます。

今後の取組に大いに期待を申し上げ、時間が参りましたので、これで一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（中村進一） 28番 稲垣昭義議員。

〔28番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

○28番（稲垣昭義） 新政みえ、四日市市選出の稲垣昭義です。

議長のお許しをいただきましたので、早速議論に入らせていただきます。

私の今回の質問は、三重県経営戦略会議の議事録を読ませていただき行います。

平成23年7月に知事肝いりの第1回経営戦略会議が開かれ、毎年4回程度開催され、これまで19回開催されています。回数を重ね、その議事録もこれだけ分厚いものになってきております。(資料を示す)私はこれまでも、経営戦略会議のメンバーから情報提供をいただいたりしながら、この会議の議論には大きな関心を持っていましたが、今回改めてこの議事録を最初からゆっくりと読ませていただき、ここでの議論がこれまでの県政展開に大きな方向を示していることを改めて感じ、また、様々なアイデアや提案の宝庫あることを感じています。

私はここでの議論を三重県経営戦略会議というタイトルで1冊にまとめて出版してもいいのではと思うくらい、中身の濃い、充実した会議であると感じています。

議会からも、中嶋議員は全ての会議を傍聴されていると聞いていますし、幾つかの会議を傍聴された議員もみえますが、今日はこの三重県経営戦略会議での議論をこの議場で紹介させていただき、会議に出ていない議場の皆さんやテレビをごらんいただいている県民の皆さんと共有しながら、私なりの思いを込めて質疑をさせていただきたいと思います。

ここでは様々な県政課題が議論されておりますが、限られた時間ですので私の中でテーマを絞って取り上げさせていただきます。

まずは、子育てと教育についてであります。

この分野は委員の関心も高く、非常に多く取り上げられ、幅広く、奥深い議論が重ねられています。知事におかれましては先日、奥様の第2子御懐妊の発表があり、心からお祝い申し上げます。知事自らも子育て真っ最中ではありますが、経営戦略会議で議論された子育て施策についての様々な提案を少し私のほうから紹介させていただきます。

県庁の中に、付近の住民も気軽に利用できるような託児所を設置するなど、

県庁が先駆的に実施して県民が触発されるといった好循環をつくっていくことが大切だとか、おじいさん、おばあさんも含めて、居場所と出番のある社会が重要であるとの視点も込めて、2世帯、3世帯住宅に補助金を出して政策誘導してはどうかとか、育児休業中の母親と保育士に対して情報交換の場を提供する開放型就学前学校が武蔵野市で好評であるが、そのような取組をしてはどうかとか、貧困の連鎖を断ち切るために生活保護世帯や施設入所の子どもの就学は高校までという大前提を見直す時期が来ているのかもしれない、生活保護世帯の就学支援を大卒まで引き上げることも検討してはどうかとか、イギリスではかつてブレア政権初期に子どもの貧困率が上がって大きな問題となったが、その主な要因は10代の母子家庭の増加であった、その解決のため政権が重視したのは学校での性教育の充実であった、性教育について一步踏み込むべきではないかとか、県の主導で中小企業がアライアンスを組み休職者をフォローし合う体制をつくるなど、子育てしやすい柔軟な職場環境をつくるといった対策を考えてはどうかとか、中小企業が産休や育児休暇を取得した従業員のかわりに派遣社員を雇う際、県が増加した人件費負担を補填するといったことも考えてもよいのではないかとか、地方では離婚してひとり親になって帰ってきたケースが多くあることから、ひとり親家庭へのサポートについて目玉として打ち出すことが重要ではないか、このように、興味深い提案がたくさんされております。

これらの提案については担当部局で政策にどのように反映させるかを来年度予算の議論の中でもしっかりされていることと思いますので、今後の予算議論やみえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）の議論の中で改めて具体的に議論をさせていただきたいと思います。

さて、今日は、知事と議論させていただきたいのは、本県の大学、短大、高専といった高等教育機関や高等学校専攻科についての今後のあり方についてであります。このことについては経営戦略会議でもユニークな提案もされており、まず御紹介させていただきます。

三重大学を三重県民立大学にする、三重大学は現在、年間約190億円程度



の運営費用がかかっているが、これを180万人の県民で1人約1万円ずつ出していけば、県民のお金で三重大学を運営ができる、大学は、毎年このお金を拠出いただくかわりに世界で通用する人材を三重県で育て、そして、育てた人材に三重県を背負っていただくといった試みといった意見や、企業が1社当たり200万円ずつ出して10社集まれば2000万円になり、教授1人、助手1人を全国から公募して雇えるため、その人たちが自分たちの会社のことを研究するといった大学の活用方法もあるのではないかとか、工業高校を中心とした職業高校の存在は我が国の大きな強みとなっていて、これを生かした施策の推進が非常に重要であるとか、第1次産業のシェアも高いし、ものづくりも盛んなので、専門教育を重んじる、専門教育こそ尊いという空気をつくっていくべきだとか、東京大学を出たキャリアだけではないキャリアの複線化が大切であるとか、四日市市と鈴鹿市には二つの私立大学があつて、学生のうち半分以上は中国などからの留学生が占めているが、アルバイトの有力な働き先がないので、彼らに通訳として活躍の場を提供するという意味も込めて、四日市港への中国等からの客船の誘致をしてはどうかとか、海外大学の誘致に力を入れる必要がある、今後はアジア、例えばインドなどの新興国の主要大学に対し、日本への留学制度を提案していくべきとか、プノンペン大学や台湾の大学など、アジアの伸びている大学誘致に力を入れてはどうかとか、こういった様々な提案がされておりますけれども、知事はこれら経営戦略会議での議論を踏まえ、四日市において工業高校の専攻科の導入方針を示されました。

先日、教育長との議論では、設備投資などでどの程度の予算が必要かを今後調査しながら、また、どの分野の専攻科を設置するかを企業等とも相談しながら平成30年ごろには設置したいと言われておりましたが、知事の工業高校専攻科についての考えをお聞かせください。

また、経営戦略会議では、農業高校への発酵の専攻科導入や、世界最高峰の料理の専門大学であるアメリカのカリーナ・インスティテュート・オブ・アメリカとの留学・進学制度の構築など、そのような提案もありました。

第1次産業を学ぶ場所を再構築すべきとの意見も出されていましたが、農業高校や水産高校など、専門高校の今後の展開についても考えをお示ください。

次に、三重大学と県との取組は、経営戦略会議での様々な提案も含めて、前に進められているものが見受けられますが、県内の私立大学の今後のあり方について、留学生の活躍の場の提供も含めて、知事の考えを聞かせてください。

最後に、海外大学の誘致について、多くの委員から意見が出されてきました。特に私は、東南アジアや台湾の大学誘致やインドなど新興国の主要大学への働きかけは、力を入れてやってみるべきではないかと考えます。

知事は先日、四日市港のポートセールスも兼ねてタイを訪問されるなど、これまで特に台湾、タイについては、企業の海外展開等、力を入れてこられました。それらの国からの大学誘致についての知事の考えと手応えがあればお聞かせをください。

以上、御質問させていただきます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

**○知事（鈴木英敬）** 御質問いただきました何点かのうち、私のほうからは、工業高校への専攻科設置、それから専門学科の充実の点と、それから、私立大学をはじめとした高等教育機関の今後のあり方について答弁をさせていただきたいと思います。

まず、工業高校への専攻科設置と専門学科の充実についてですが、経営戦略会議では、県政における政策課題に関し、委員と意見交換を実施しています。人口の社会減対策並びに学ぶ場をテーマとした会議では、工業高校への専攻科の設置や、農業学科や工業学科などの専門学科の充実方策について、貴重な提案をいただきました。

経営戦略会議の御提案や法改正などを受け、県教育委員会では、工業学科にも新たに専攻科の設置を行うため、企業関係者や有識者で組織する専攻科設置検討委員会を立ち上げました。委員会はこれまでに2回開催し、三重県

の主力産業や今後の成長の期待される分野について学習してはどうかや、様々な企業でデュアルシステム等を行うために地域の企業との連携が必要だなどの御意見をいただいています。

工業学科の専攻科の設置は、生徒の高度な知識、技能等の習得に加え、若者の県外流出の抑制や学びの選択肢の拡大につながります。三重県独自の特徴を持った専攻科を設置することができれば、本県の産業の強みであるものづくり産業の一層の強化につながると考えています。また、専攻科卒業生が地域の企業に安定的に就職するようになれば、地域産業の活性化も期待できます。

一方、本県の専門学科は、測量士国家試験、第三種電気主任技術者試験とともに、本年度も高校生合格者数日本一、全国ものづくりコンテスト自動車整備部門第1位、ロボット相撲世界大会出場、ワールド・オブ・フレーバーやミラノ国際博覧会への出展など、全国的、国際的な成果を残しています。

今後、専門学科の生徒には、社会の変化や地域のニーズ等を的確に把握し、主体的、能動的な学びを継続して、進路の実現を図ることを期待しています。また、産業構造や就業構造の急激な変化に対応するため、基礎的、基本的な知識、技能の確実な習得とともに、総合的な知識や課題を解決する力、人間関係形成力を身につけてほしいと考えています。

なお、従来の枠組みにとらわれない先進的な取組やこれまでの取組がより進化するよう、例えば農業学科では、生産、加工、流通を一貫して行う6次産業化への進化、商業学科では、起業家教育や金融経済などの学習分野への挑戦、コミュニケーション能力で、グローバル三重教育プランによる専門高校生の英語力の向上、食物調理に関する相可高校とサンフランシスコ、ナパバレーの料理大学C I Aとの連携、大学など高等教育機関との連携では、会計分野に関する四日市商業高校と朝日大学との連携、環境分野に関する久居農林高校と名古屋産業大学との連携などが多くの学校で行われることを期待しています。

専攻科や専門学科においては、生徒が自信と意欲、高い志を持って、自ら

の夢や希望をかなえ、未来をつくるナンバーワン、オンリーワン、ファーストワンの三つのワンを目指せる人材の育成に取り組み、その実現のために私もしっかりと支援してまいります。

特に工業学科の専攻科につきましては、この三重県ならではの特徴をどう出していくかということと、それから、企業の皆さんのネットワークとかを活用して、企業の皆さんにもメリットを感じてもらえる、その専攻科をウェルカムで支えていくというふうな形の仕掛けができないかというようなことなどを、今現在、委員会でも議論していただいておりますけれども、そのあたりに私としては強い思いを持っています。やっぱり、地域の企業に愛されて、あの専攻科があってよかったというふうに言ってもらえる専攻科でなければ設置する意味がありませんので、そういうことに十分配慮していきたいと思えます。

そして、私立大学をはじめとする高等教育機関の関係ですが、本県では、県内の高等学校を卒業した大学進学者の約8割が県外の大学に進学しており、このことが人口の社会減につながっている現状があります。このため、若者の県内定着や地域人材の育成など地方創生の観点から、県内高等教育機関の魅力向上と充実、学びの選択肢の拡大が必要となっています。

このような中、県内の私立大学等が果たす役割は大きく、各大学が建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を進める中で、地方創生に向けてさらなる魅力向上に取り組んでいくことが期待されます。

現在、各私立大学等においては、少子化の進行等に伴う厳しい経営環境の中で、将来やグローバル時代を見据え、学科の再編やカリキュラムの見直し等に取り組んでいるほか、地方創生に向けて国が新たに創設した補助制度等を活用し、アクティブ・シチズン育成のための教育プログラムの実施、産業、環境、人材育成をテーマにした地域課題への取組など、地域コミュニティーの中核的存在としての機能を発揮して、地域の課題解決につながる様々な取組を行っています。

県でも、このような大学等の魅力向上・充実のための取組に対し今年度か

ら補助制度を設けており、既にこの制度を活用して、ものづくり工房や企業マインドを持った人材の育成、留学生介護福祉士の養成など、地域のニーズに応じた取組がスタートしています。また、県内全ての高等教育機関が参画して相互連携により共同事業などを行う高等教育コンソーシアムみえ（仮称）の創設に向けた取組を進めています。

今後も地方創生の観点から、このような私立大学をはじめとする県内高等教育機関の魅力向上・充実に向けて積極的に支援していきたいと考えています。

留学生の活用ですが、今回タイに行ったときに、バンコク伊勢丹の、その社の公式の通訳は、三重大学に留学していたタイ人の学生でした。それから、その後、タイで日系の関係の方々が一番人気のある、3万部を発行するフリーペーパーの会社で働いていたのも三重大学に留学していたタイ人の人でした。ですので、留学生の皆さんにこの地域で活躍していただくということはもとより、こっちに留学している間に、三重県ゆかりの企業とか、あるいはいろんなそういう企業とのネットワークやインターンシップなどをつくってもらうことで、留学した後タイに帰って、その後、三重県の中小企業などが海外展開していくときのかけ橋になってもらうような仕組みをつくっていくということも、今回TPPの大綱でも中小企業の海外展開の支援というのが大きく打ち出されていますので、今後の三重県の中小企業の発展に重要なことではないかという教訓を今回タイでも得てきましたので、そういうこともこれから検討していきたいと思えます。

〔竹内 望戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（竹内 望） 私のほうから大学誘致の関係で御答弁をさせていただきます。

本県の大学収容力につきましては全国的にも低位にあり、若者の県外流出の一因となっているということで、県では大学、学部等の新增設、あるいは再編に向けた検討を進め、高等教育機関における学びの選択肢の拡大、あるいは大学収容力の向上を目指しております。

大学誘致は、この大学、学部等の新增設、再編に係る選択肢の一つでありまして、現在、先行事例の調査、あるいは大学に対する可能性の調査、あるいは有識者に対する聞き取りなどを行っているところでございます。

今後とも、海外も含め、また、学部、学科の一部誘致、あるいは再編等も含めまして、様々な観点から検討を深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 幾つか答弁をいただきまして、大学誘致のはさらっとした答弁で、今、検討を加えていきたいということですので、ぜひこれから、すぐにどうなるというものでもないとは思っていますので、調査をしっかりして、やっぱり積極的にアプローチをしていくということも大事だと思っております、特に先ほどから私も申し上げて、この経営戦略会議でも意見が出ていましたよね、やっぱりアジアの主要国からの大学の誘致もそうですし、あるいは留学制度をまた新たに深めていくとか、そういったことというのは非常に魅力があるなということを今後感じていますので、ぜひ調査をこれからも深めていただきたいと思いますし、工業高校の専攻科については、県ならではのということとか、あるいは企業のメリットもというお話で、地域の皆さんや企業からも愛される専攻科をとということですので、これは具体的に、今、もう検討に入っているということで大いに期待したいと思っておりますし、それ以外にも、全国的にも国際的にも非常に活躍をしている専門高校が三重県にはたくさんあるというお話もいただきましたので、工業高校の専攻科のみならず、専門高校をしっかりと支えていくというか、これからも発展できるような取組をぜひしていただきたいと思いますというふうに思っています。

私立の大学についても、今、知事からお話をいただいて、いろんなこれから支援もしていくんだというお話もありましたが、やっぱりあくまでも私立の大学だから県とは余り関係ないんですよというのではなくて、これから

やっぱり地域に大学があるということの意味というのは非常に大きいということを考えて、やっぱり県もしっかりかかわっていくべきかなというふうに思っています。

この経営戦略会議の議論を見ていると、やっぱり松阪に松阪大学がなくなったことによって、東紀州からたくさん松阪大学へやっぱり行っていたということから、非常にそういった子たちが困っているというような話も出ていたりとか、やはり地域の大学の必要性というのは経営戦略会議にも出ておりましたし、先日、日経新聞を見ていましたら、さっき知事から地方創生の観点からのというものもありましたけれども、11月23日の日経新聞で、地方大学が創生を後押しという記事で、政府は地方創生に各地の大学が果たす役割を重視している、石破茂地方創生担当大臣は、地域の大学が今まで一步離れていた行政と一緒にあって計画立案の主體的な役割を果たしている、地方創生が点から面になりつつあると手応えを強調していたというふうにあるんですが、まだここまで行っているのかなというのは正直思っています、せっかくこの地方創生といういいテーマ、地方からいろんなアイデアを出していくというのに、やはり地域の大学、もちろん三重大学も当然なんです、私立の大学も県内に立地している中で、その活用というか、一緒にやっていくという取組も必要かなというふうに思っています。

その中、一方、知事も言われていたように、今、やっぱり地方の私立の大学というのは少子化に伴って学生数が減って、統合とか学部の集約とか、いろんな難しい課題に直面している現実もありますので、やはり地域に大学があるということが大事なんだということから、今後のかかわり方もしっかりやっていただきたいなというふうに期待をさせていただきます。

タイへ行かれたときに三重大学の留学生が活躍していたというのは、それは本当にすばらしいことで、そういうことをこれからも、四日市大学にも鈴鹿もたくさん留学生も来ていただいていますので、その方たちがしっかり企業のネットワークができて、そんな仕組みを新しくこれからつくっていききたいという思いも語っていただきましたので、そんな新しい仕組みづくりにも

期待をしたいなというふうに思っています。

そんな中、先ほど御答弁にもありましたように、残念ながらやっぱり、そうはいつでも三重県内の大学は数が少ないというのもあって、8割が県外の大学に行かれていると、今、答弁もありました。

三重県経営戦略会議の議論を見ていると、確かに大学が少ないということもありまして、三重県の学生が三重県の大学へ行くことがなかなか難しく、県外の大学に行くということは当然のこと、今、起こっていますので、行った人が戻ってくることが重要であるというような議論もされています。そんな中、県内に働く場があるということが重要であり、三重県に人材を残すような奨学金制度をつくり活用することが有効であるといった提案もこの議論の中でもされておりまして。

県としては、このような新しい給付型奨学金の仕組みづくりを来年度に向けて検討しているというふうには聞いております。

私自身も、日本育英会、今の日本学生支援機構にお世話になって、大学時代に奨学金をいただいて、おかげさまでもう全て、今、完済をさせていただきましたけれども、非常に学生時代助けていただきました。現在検討されている新しい奨学金の仕組みについて、既存の日本学生支援機構等々の奨学金制度とかとの兼ね合いも含めて、まず、知事の狙いも含めてお答えいただけますでしょうか。

**○戦略企画部長（竹内 望）** 奨学金の関係ですけれども、本県では県内の高等学校を卒業した大学進学者のうち約8割が県外流出、それから、県内の大学卒業生の県内の就職率が5割を切るということで、若者の県内定着、あるいは県内産業を支える人材の確保、こういうものが課題だなというふうに思っています。

このため、県では三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しまして、その中の社会減対策ということで、学ぶに関する取組の一環といたしまして、大学収容力の向上、あるいは大学等の魅力向上、それから奨学金を活用した県内定着支援、それからU・Iターン就職の促進、こういったことに取り組



もうとしています。

その一環といたしまして、奨学金の返還の免除なんですけれども、地方公共団体、都道府県等が県内への就職あるいは居住というのを条件にして、そういう返還減免制度を設けるということについて、国のほうではこのたび、特別交付税措置で一定の支援をしようというふうな制度を設けられました。本県としては、他県の動向、あるいは国の動きを踏まえまして、現在、制度創設に向けて検討をしておるところでございます。

奨学金の返還減免制度というものは、大学生等のうち約4割が学生支援機構等の奨学金の貸し付けを受けているという状況の中では、U・Iターン就職、あるいは県内大学卒業生の県内定着、こういったことに効果があるというふうに考えております。

具体的な制度設計の議論をしておるんですけども、減免の対象となります産業の業種、あるいは職種、あるいは専攻分野、こういった制度の前提となる条件につきまして、他県の事例も参考にしながら本県の実情に合ったような形で制度設計をするべきだということで、今、しっかり検討をしていると、こういう状況でございます。

[28番 稲垣昭義議員登壇]

○28番（稲垣昭義） 今、これから制度をつくっていただく中で、しっかり調査をしながらやっていただきたいというふうに思いますが、今年の3月の村林議員の質問に対して、当時、南部地域活性化局長の答弁では、そういった償還の免除の規定を設けておる事例は、都道府県レベルでは香川県だけだという答弁が当時ありまして、それ以降多分できてきているんだろうとは思いますが、毎年100人程度の貸与を想定して、償還が始まるまでに12億円余りのお金が必要であるとか、ほかの事例を研究すると、この償還免除が若者が戻っていただくためのインセンティブに本当になるのかといったことも含めて調査をしていくというような、当時答弁もされておりますけれども、しっかり、先ほど対象とか狙いをしっかり定めてというお話もありましたが、効果のある奨学金制度にぜひしていただきたいなというふう

に期待をしたいというふうに思っております。

そのような形で、次に行かせてもらい、高等教育機関や高等学校専攻科など、先ほどから議論させていただきました教育に力を入れて人材を育て、本県に定住してもらうということは、これは、先ほど雇用の場という話もさせていただきましたが、本県の産業を支えることにもつながってまいります。

私はこの本会議場で毎回、本県の産業政策について議論をさせていただいておりますが、昨年的一般質問では航空宇宙産業を本県の新しい産業政策の柱にできないかとの議論をさせていただきました。

知事は、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも航空宇宙産業を位置づけていただき、人材育成のための予算を計上して、取組をスタートしていただいております。

経営戦略会議でも、航空宇宙産業の振興や食の産業振興は特に魅力ある企画であるとの大きな期待もされていきました。11月11日には、待ちに待った国産旅客機MR Jが50年ぶりに初飛行に成功しました。本県では三菱重工松阪工場にてこのMR Jの尾翼の組み立てと部品の製造が行われるため、新たな産業として大きな期待が高まっています。

一方、日本で最初に飛行機を飛ばした方を御存じでしょうか。大正5年10月5日、初めて日本の空を飛行機が飛びました。この飛行機は玉井式2号機と呼ばれ、玉井清太郎氏によってつくられました。

この玉井清太郎氏は、弟の玉井藤一郎氏とともに日本のライト兄弟と呼ばれ、四日市市浜田の出身です。兄の玉井清太郎氏は残念ながら、その翌年に玉井式3号機で飛行中に墜落、炎上し、24歳の若さでなくなりましたが、その遺志を継ぎ、弟の玉井藤一郎氏によって大正8年、栗津式青鳥号がつくられ、三重郡河原田村から四日市港の沖合、三重村坂部、河原田村、四日市市街、四日市港の築港地区のコースを2巡して、約25分後に無事着陸したと言われております。

この栗津式青鳥号は現在、四日市市立博物館に8分の1の模型が收藏されており、私は先日、学芸員にお世話になって見せていただきました。模型で

ありますけれども、実際に飛ぶという話でした。そういった構造になっているということでありました。

航空宇宙産業という言葉は、私はロマンを感じますが、今から100年前に日本で最初に飛行機を飛ばした人が四日市出身であったということはさらなる魅力をかき立てます。今後の航空宇宙産業の取組地区として、三菱重工松阪工場を核とした松阪地区はもちろんでありますが、技術力の高いものづくり企業が多く立地する四日市において、また、玉井兄弟の生まれた四日市にて飛行機の部品をつくるということは非常に夢がある取組ではないかと思えます。

現状を見てみると、アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区に残念ながら四日市市は入っておらず、また、みえ・航空宇宙産業推進協会に四日市のものでづくり企業の参加が少ないように感じます。県と四日市市が一体となって取り組むことを期待いたしますが、知事の御所見をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 航空宇宙産業の振興を図るため、四日市市での取組を進めるべきではないかということの答弁をいたします。

国産初の民間ジェット旅客機MR Jが、2008年の開発本格着手から約7年の期間を経て、ついに11月11日に秋晴れの大空を飛びました。国内で国産旅客機が開発、製造されることは日本の航空機産業の新たな幕開けであり、今回の初飛行の成功によりMR Jの量産化に向けた動きが加速することを期待しております。

航空機は300万点を超える部品で構成され、機体やエンジンの製造だけでなく、装備品や保守なども含めると極めて裾野が広く、多くの企業にビジネスチャンスがあります。また、企業が航空宇宙産業で求められる高い加工精度や品質管理に対応できる力を備えることで、既存の事業との相乗効果が発揮できるメリットがあります。

こうしたことから本県は、航空宇宙産業を、自動車産業、電子・電機産業、

石油化学産業に続く産業の柱とすべく、今年3月、みえ航空宇宙産業振興ビジョンを策定しました。ビジョンでは、今後5年間で30社の新規参入もしくは事業拡大を目標とし、これを実現するため今年度から、人材育成、参入促進、事業環境整備に産学官金で取り組んでいます。

具体的には、人材育成について、国の地域創生人材育成事業を活用し、求職者を採用してOJTを行っている企業からは、人材の確保、育成に苦勞している中、育成カリキュラムを作成し、計画的な取組ができているとの声があるなど、県内で航空宇宙産業を支える人材が育っています。

また、トビタテ！留学JAPANの制度を活用している学生から、これまで知らなかった航空宇宙産業の魅力に気づいたとの声を聞いています。その中で、アメリカへ留学している学生が今月、昨年のアメリカミッションで関係を構築したサンアントニオ市の航空宇宙関連企業を視察することになっています。

参入促進については、航空宇宙産業特有の認証制度であるJISQ9100やNadcapの取得を検討する企業向けのコンサルティング事業の募集を行ったところ、これまで航空宇宙産業にかかわったことがない企業からも将来を見据えた応募があったり、全国でも取得企業数が少ないNadcapへの挑戦を検討する企業が出てくるなど、航空宇宙産業に対する関心の高さがあらわれています。

事業環境整備については、ジェトロと連携して、航空宇宙産業を対象に海外企業との企業間ネットワークや商談などを進めていくこととしています。来年2月には県内企業がワシントン州及びサンアントニオ市を訪問し、航空機産業の企業訪問や交流会を開催する予定です。

四日市地域の企業の状況ですが、人材育成事業として、今月からAMICにおいて、異業種からの新規参入をテーマとして、中日本航空専門学校と協働して生産技術者育成講座を開催することとしており、四日市の複数の企業からも応募をいただいているところです。また、来年2月のアメリカへの経済ミッションにも四日市の企業が参加する予定です。

四日市には、航空宇宙産業と親和性の高い自動車などのものづくり産業が集積しており、航空宇宙産業が求める製造コスト低減や部品軽量化の取組で実績を持つ企業が多数存在します。MR Jは、翼や胴体は国内で生産されるものの、エンジンや飛行制御システム、電源システムなどの重要な装備品は海外企業に頼るなど、現在3割にとどまる国産比率の上昇が課題とされています。この課題に対応するためには、長期的な視点に立ち、装備品等を担える企業を育てていく必要があります。自動車部品において幅広い素材に対応できる強みを持つ四日市の企業群にはこの点でも大きな可能性があり、県と市が連携して、1社でも多くの企業が航空宇宙産業へ参入できるよう支援していきたいと考えています。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 知事のほうから、県と市が連携をして1社でも多くの四日市の企業もというお話もいただきました。

確かに今のアジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区は、既にそういう産業、航空宇宙産業に携わっている企業がいるところという話で、四日市市は今の段階では入っていないという御説明もいただいておりますけれども、これからそういった新たな担い手、新たに取り組んでいただける企業は、やっぱりしっかりと県からも市からも働きかけをしながら、それだけの力がある企業がたくさんあるというふうにも思っていますので、ぜひ取組をしていただきたいと思ひますし、（資料を示す）こういう表をもらって四日市のところだけがぼこっと白くあいていると産業都市四日市としては非常に寂しい気がいたしますので、ぜひその取組をこれから力を入れてやっていただきたいなというふうに思っています。

先ほども申しましたように、日本で初めて飛行機を飛ばしたという方が四日市出身だということを、やっぱり先人に恥じないように我々は仕事をしていく必要があるのかなというふうに思っていますので、ぜひこれからの知事取組にも、これまでも増してまた期待をさせていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次に、医療ツーリズムと南部地域活性化について質問をいたします。

医療ツーリズムに関しては多くの委員からこの経営戦略会議の中で提案がされており、まず御紹介をさせていただきます。

海外の看護師を積極的に受け入れ、日本以外の医師免許でも開業が可能にするなど、医療特区で高齢者を集めてはどうか、あるいは、東南アジアの富裕層向けの人間ドックなどでほかから人を呼ぶ政策を行い、医療ツーリズムのモデルをつくっていったらどうかといった意見や、大規模な医療センターを設けて、年間世界で600万人と言われている医療ツーリストを取り込む施策を考えてはどうかとか、アメリカのアリゾナ州にサンシティーというまちがあり、そこでは医療・介護体制が充実していて高齢者が安心して暮らせるかわりに、多くの高齢者が医療機関と死後に脳を献体する契約を交わしている、そのため脳の標本数が豊富なサンシティーではアルツハイマー研究に関する最先端の研究機関が集積し、全米から多数の寄附も寄せられている、このような安心して死ぬるまちというスローガンもありではないかといった意見、このような提案がなされております。

豊かな自然や豊富な食材がある本県において、さらに魅力的な医療を提供することによって海外からの人間ドックなどの医療ツーリストを招くことは、非常に可能性のあることだと考えます。

過去の県議会での議事録を見ると、平成16年第1回定例会で私は観光医療産業を本県で展開してはどうかと提案をしており、当時の答弁は、石垣副知事が農林水産商工部長の立場で、観光と予防医療のヘルスケアの連携については今後研究するとともに、すばらしいメニューとかプランづくりを進めていくことによって新産業が生まれてくる、戦略的にそれをつくり出していくことは可能だと思っておりますと、夢のある答弁をいただいております。

あれから10年がたち、伊勢志摩サミットの開催が決まり、世界から注目を浴びる本県がポストサミットの取組として、また、南部地域活性化のために、この医療ツーリズムは非常に魅力的な取組になるのではないかと感じますが、

御所見をお聞かせください。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 医療ツーリズムについてでございますが、また夢のあるお話かなとは思いますが。

ただ、議員も御承知のとおり、本県といたしましては他県と比べて医師や看護職員といった人材の確保などが課題となっており、まだそういった医療支援が限られていると、そういった中で、県民の皆様が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう地域医療提供体制の確保が今は急務となっております。こうしたことから、私どもとしましてはまずはこれらの課題の克服に注力してまいりたいと考えております。

今、ポストサミットの文脈で御質問いただきましたが、もしこれを仮により幅広い意味での国際的な人的な交流という意味で捉えますと、今、当県では、三重医療系大学サイエンス・コラボレーション・リーグ、ちょっと長くて舌をかみそうなんですけれども、M—MUSCLE協議会と呼んでいますが、この有識者から成る協議体の中で、医療分野におけます国際連携のあり方について議論を行っているところでございます。

その取組の一つとしては、この去る7月でございますけれども、国際的な視野を持った看護職員の育成を目的といたしまして、イギリスの病院などと、研修の受け入れに係る覚書、MOUを締結したところでございます。

これは三重からイギリスに行っていただくんですけれども、先ほど申し上げましたM—MUSCLE協議会の中では、今はいいけれどもいずれは外国から三重に来ていただいて、三重県の医療のよさを知っていただくとともに、三重県のよさも知っていただければというようなお話もいただいておりますので、こういった御指摘も踏まえながら、また、ポストサミットをにらみながら、医療分野におけます国際連携の展開を検討してまいりたいと考えています。

以上です。

〔田中 功雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（田中 功） インバウンドを進める上で医療ツーリズムについての考え方について御答弁申し上げます。

三重県への外国人旅行者の誘致、インバウンドに取り組む上では、対象国・地域の傾向を的確に把握し、本県ならではの魅力を効果的に発信していくことが重要です。

外国人旅行者が本県の医療機関で人間ドック等を受けていただき、それにあわせて、例えば食など、本県の魅力を体験していただくことは、インバウンドの一分野としても考えられますが、そのためには受け入れ体制の充実が必要となります。

インバウンドの推進につきましては、忍者、海女などの観光コンテンツや食など、本県の持つ強みを前面に押し出し、重点国・地域を中心に展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 今の答弁を聞いていると、この医療ツーリズムについては、なかなか、今、地域医療をしっかりやっていくことも大事で、それが最優先だからなかなか受け入れ体制が整っていないので、なかなかできませんというようなふうに捉えられた感じはあります。ただ、そうはいつでも、確かに地域医療をしっかり守っていくということは大事で、そのために一生懸命、まず精力を注入しているんですよということはよくわかりますが、私はその医療ツーリズムの取組をすることによってこっちができなくなるとかじゃなくて、両方やっていくことによって地域医療の取組にも、医療ツーリズムの取組を仕掛けることによって地域医療の活性化にもつながっていくんじゃないかなというふうなことも思っています、そのあたりの話はぜひ一度、本当に医療現場としてそういうニーズが全くないというか、そういうことやってもらったら困るという話なのか、一度働きかけをしてもらってもいいんじゃないかなというふうに思います。

私は今回、ポストサミットの取組ということで伊勢志摩地域でやったらよ



り注目度があって、一番いいタイミングなんじゃないかなということで今お話をしましたが、例えば三重県の北勢地域は比較的、医療機関も伊勢志摩や東紀州に比べては充実している中で、先日もある病院の副院長と話してましたら、医療ツーリズム、おもしろいやんか、県が本気でやるんやったら四日市の病院としてもしっかり取り組んで、そのかわりどこへ宿泊してとか、一回そんなのを考えるとおもしろいよねという話もされてました。

ですから、やっぱりそういう病院側の声を一度しっかり聞いてもらってもいいんじゃないかなというふうに思います。そのためには県として、医療ツーリズムについてやっぱりしっかり調査をしていくということは、これは全然できませんということじゃなくて調査をしていくということが大事だというふうに思っていますが、そういう意味で、佐々木医療対策局長にもう一回、そういう各病院のニーズを一度、多分今まで何も聞いていないんじゃないかなと思うんですが、既に聞いたけれどもノーなのか、これから聞いていく気があるのか、そのあたりだけちょっとお答えいただけますか。

**○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治）** 医療関係団体のほうからは極めて慎重な意見があるというふうに承知しております。個別の医療機関からするとひょっとしたらそのような前向きな御見解も述べられているかもしれませんが、県行政としてどうするかと言われたときは、そういった多くの関係者、そして県民の皆様の御理解を得ながら進めていかなければいけないというふうに思っております。

北勢地域におきましても、これから高齢化の増大が深刻になる中で、やはり繰り返しになりますが地域医療体制の確保というのが非常に重要になるというふうに考えております。

以上です。

[28番 稲垣昭義議員登壇]

**○28番（稲垣昭義）** 今聞いてもらった限りでは現場ではそういう声だということですね。それはそれで尊重はされるべきだとは思いますが、当然地域医療をしっかりとまずやってほしいんだということはやっていただくとして、

私は可能性が非常にあるんじゃないかなというふうに思っていますので、今後の取組、もし県がやっていただけるんやったら期待もしたいというふうに思います。非常に残念ではありますが期待をしたいということと、それから、今回、経営戦略会議での議論というのを見てみると、南部地域の活性化ということでいろんな、ここでも議論がされています。私はその中でこの医療ツーリズムというのの一つ大きな可能性があるんじゃないかなというふうに期待して今お話しもさせていただきましたが、それ以外にも経営戦略会議でたくさん出ているおもしろい提案がありますので今日はちょっと時間がもうありませんので議論は控えますけれども、せっかくですので紹介だけさせていただきます。

南部地域では、大台町など水が豊富なので、中国やアラブ諸国に水を輸出するなどといった、水を核として水ビジネスを手がける企業をこの地域に誘致してはどうかといった提案とか、プチ豪族といって各地域に小さな豪族をつくって、その人たちを核として、農業、漁業で自分のテリトリーの中でしっかりお金を稼いでもらい、30年先の成長戦略をしっかり立てれば農山漁村の振興は決して悲観的ではないといった意見や、静岡のあるまちではイチゴ農家のおばちゃんまでドリブルが上手という話があるが、グローバルな側面でおじいちゃん、おばあちゃんまでが英語がぺらぺらな観光地というのも話題性があるのではないかとといった御意見や、南部地域では今までのような固定概念に基づいたつなぎ方ではなく、1世代飛ばしの事業承継を農業や漁業でやってはどうかとか、大学を核としたある程度年配の方々のコミュニティをつくる三重県版CCRCを進めてはどうかとか、このような形で、非常にユニークな、様々な提案がされています。

私、個人的にはプチ豪族という考え方には非常に引かれたんですけども、この取組にも期待もしたいなというふうに思いますが、これらの提案が、南部地域活性化局でぜひ、ユニークな提案が一つでも具体的な政策として今後展開されていくことを期待したいと思っていますし、これにつきましてもこれからみえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）等々の議論でまたしっ

かりさせていただきたいなというふうに思っております。

次に、幸福実感と新しい豊かさについて議論をさせていただきます。

この項目は、経営戦略会議の議論で働き方や人の価値観にかかわる興味深い意見があり、取り上げさせていただきます。

その意見は、週に3日働いて、残りの4日は自由に兼業してもよいという、個人が複数の職業を持つことを認めていくことも地域における労働生産性を上げる一つの方法ではないかといった意見や、完全に引くのではなく、半リタイアのような制度があるとよいといったものや、都会はお金があれば1人で暮らせられるが、お金がなくなればどうにもならなくなる、田舎はお金の依存率が都会よりも低い、今は産業や雇用を地方にというが、サラリーマンになって給料をもらう人の比率を下げるような地域づくりを考え始めてもいいのではないか、現金依存率が幸福度を見る一つの指標になるのではないかと、現金がなくても食べていけるのが地方であり、このあたりをどう評価するかは重要であるといった意見、このように、委員からは、生活のお金に依存している比率を意味する、例えばお金の依存率という、三重県にしかない指標を一つつくってはどうかとの提案もありました。

これらの提案を見て私は、幸福実感日本一を目指す三重県として、新しい豊かさの考え方として、現金がなくても生活できることの評価を新しい豊かさの指標として新たに示し、全国に発信する挑戦をしてもいいのではないかとというふうに感じますが、御所見をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 新しい豊かさについて、例えばお金がなくても暮らせるような豊かさを示す、新しい考え方にふさわしい、インパクトのある指標をつくってはどうかという御質問であります。

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）では、新しい豊かさについて検討を深め、経済的な豊かさや精神的な豊かさにもう一つ、社会のシステムやつながりの豊かさを加えた三つの豊かさ全てを高めることで享受できる豊かさを新しい豊かさとして捉え、幸福実感日本一の三重の実現に向けて取り組

むこととしています。

国内の景気は回復の動きが見られますが、県内の中小企業、小規模企業にはいまだ景気回復の実感が伴っていません。人口減少がますます加速し、地域の活力の低下や担い手不足が懸念されています。

県民生活の現実に照らせば、命や暮らしに関する安心、共生、優しさの視点が一層重要になっています。日々の暮らしの中で不安や問題を抱え、夢や希望を持つこと自体が難しい方には夢や希望が持てるよう、また、夢や希望の実現に向けてチャレンジしている方にはその努力が報われるよう、環境整備などに取り組む必要があります。

こうした考えのもと、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）においては、新しい豊かさの視点から施策を展開していくことで、人口が減少する中でも地域が持続的に活性化し、県民の皆さんが夢や希望を持って幸福を感じながら暮らすことができるようにしていきたいと考えております。

そこで、新しい豊かさの尺度というか、はかり方、分析の仕方ですけれども、その新しい豊かさは先ほど申し上げたような三つの豊かさを全て上げることなので、1発のこれだけの手法というのではかるのは難しいというふうに思いますが、先ほど議員からも御紹介いただいた経営戦略会議における、例えば貨幣依存率などは、新しい豊かさの一つの側面をあらわすということではあるとは思いますが、民間のシンクタンクや有識者から助言をいただきながら、国の統計データの収集、分析を現在進めているところでありまして、引き続き研究していきたいと考えております。

それだけではいけないので、それ以外にもみえ県民意識調査などで、新しい質問として、将来どんな暮らしができる社会が望ましいと思うかとか、自分の意欲や努力以外に夢や希望に向けて挑戦できる環境として何が必要だと思うかななどについても新しく質問することとしておりまして、幸福感などのデータとしっかりクロス集計などを行って項目間の相関関係を見たりすることで、どういう要素が幸福実感を高めることに寄与するのか、どのような政策が新しい豊かさの実現に向けて重要なのかといった点について分析を深め、

新しい豊かさを享受できる三重づくりにつなげていきたいと考えています。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 当然、新しい豊かさ、今回知事が出された言葉をはかる指標として、一つの指標でというのは無理だと今お話しで、今回も15個でしたか、指標を出してという、そういうやり方でやられるのは当然というか、いろんな指標で見えていく必要があるというふうに思っています。

そんな中で、何かあれを見ている、どれも確かにそうなんですが、新しい豊かさって本当に何なのというところを追求していくときに、これは一つの例で経営戦略会議の議論を見て私はおもしろいなと思ったんですけど、やっぱりお金に依存しないとか、今までどちらかという行政ではなかなか出しにくい指標をあえて一つ、15個あるうちにもう一個足して16個にしてもいいと思うんですけど、そういったものを一つ入れるというのも三重県としての挑戦になるんじゃないかなというふうに思っていて、ぜひそういったことも含めて、今調査をしていただいているということですので検討いただけると、おもしろいと言うと語弊があるかもわからないですけど、ほかから見たときに、これ、何なんだろうなと思うような指標をぜひ検討していただいてもいいんじゃないかなというふうに思っています。

先日、新政みえの、今、会派結成15周年ということでキャンペーン活動をやっているんですけども、その志摩で開催させていただいたときに三重大学の西村先生が講演をさせていただいて、志摩地域でやったんですが、そのときに先生からも提案があったのが、例えばこれからの南部の活性化とか地域の活性化のためには、先ほどどこかで御紹介もさせていただいた、半分働いてサラリーマンをして、半分自分で、例えば農業をしたら漁業をしたら、そういう働き方というのがやっぱり地域で大事になってくるんじゃないかなというふうな議論がありました。

そのためには、まずそれを率先して、例えば公務員から、県庁の職員から、あるいは町の職員から、市の職員から、そういった3日間働く仕組みとか、そんなのをやってもいいんじゃないかなというような話もあったんですが、

今回のこの新しい豊かさのいろんな意味での新しい挑戦として、そんな取組を役所がやるというのはどうなんだという提案を聞いて、私もおもしろいなと思って聞いていたんですが、まず県庁から率先してという意味では知事の考えは、もしあればお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） ストレートにそれかどうかは別として、いろんな法令上の制約はありますけれども、次期の行財政改革取組の中でもそういう公務員の働き方などについては検討していくことにしていますので、ストレートにそれがいけるかどうかは別として、柔軟な働き方で、地域、協創というのを一つのテーマに次期の行革取組も入れてありますので、そういう観点からもいろんな働き方を考えていきたいと思います。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） ぜひそういった取組も期待したいなということでお願いしたいなと思います。

それでは、残り少なくなってきました。最後に増大する社会保障費の対応についてを議論させていただきます。

超高齢化社会を迎え社会保障費が年々膨れ上がる中、この問題は国家としての大きな問題であると考えます。

先日私は、国立がんセンターの元疫学部長渡邊昌先生の著書である、この本なんですけど、（現物を示す）「『食』で医療費は10兆円減らせる」という、こういう本を読みました。また、経営戦略会議の予防医学の議論を見ても、県として、この本を読んでもそうなんですけど、医療費を削減して、県民の健康増進の取組をさらに進めることができるのではないかというふうに考えて質問をさせていただきます。

この渡邊先生の著書では、患者の体を診る、主に既存の西洋医療から、食、心を一体的全人的に捉えて診療に当たる統合医療への転換を提唱されています。経営戦略会議では、予防医学に三重県が注目して、地域を挙げて取り組んでどうかとか、これまでの診断、治療から、予防、診断、治療、予後までを含めたトータルなヘルスケアに適用する方向でやっていく必要があ

るのではないかと、患者側の立場から見れば、医療の充実の本質は、家庭医、プライマリー・ケアの充実である、国の制度上、病名がつくもの以外は医療の対象外で、介護は病気ではないとして医療と介護を区別しているが、住民にとっては両者は一体のものである、そのため、双方の分野をワンセットで診られる家庭医の果たす役割は大きい、こんな議論がなされておりました。

そこでお伺いをいたしますが、三重県が率先して医療費を削減して健康増進の取組を進めるために、統合医療の取組や予防医学の取組を推進していったらどうかと考えますが、御所見をお聞かせください。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 統合医療等についての御質問でございます。

私も渡邊先生はよく存じ上げていますが、統合医療というのは御存じのとおり、非常に多種多様、よく玉石混合という言い方がされていますけれども、いろんな療法がある中で、国、厚生労働省におきましても、今、エビデンスを収集して、それをホームページ上で紹介している、そういう段階にございまして、そのホームページの中でも個別の特定の療法をお勧めするものではございませんという断り書きをさせていただいています。安全・安心の観点からはそういった状況を踏まえながら慎重に検討していくべきものかなと思っております。

疾病の予防については、健康づくり対策を、それこそ必要な知識の普及啓発や病気の予防、そして早期発見という形で各種取組を行っておりますので、県としましては引き続き、県民の皆様の健康寿命の延伸を目指しまして、関係機関と連携しながら健康づくり対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 厚生労働省としても統合医療は様々なあれがあるということで、エビデンスを今収集して、そういう情報をとっているところだとい

うお話もございました。

それはそういうことだと思います。その中でやっぱり、（現物を示す）この本にも食で医療費は10兆円減らせられるというふうにあるんですけども、やっぱり食べること、栄養とか、そういう体を健康にするということで医療費が削減できるという取組だとか、いろんなことをやっぱりやりながら、この国の社会保障費、今増大しているものについての対応というのは考えていかないかんと思っていますので、ぜひ佐々木医療対策局長、これも読まれたかどうかはわかりませんが、ぜひ一遍これも読んでいただきたいなど。非常におもしろい本です。アマゾンで買っていただいてもどこで買っていただいても結構ですので、期待をしたいと思っています。

よく万病に効く薬はないというふうに言われますけれども、しかし、栄養は万病に効くという言葉もあります。食育とか食養という視点で日本の米に注目した研究も今されているというふうにも聞いています。このような、例えば医療米とかメディカル米というような研究も進められているというふうにも聞いておりますので、ぜひ三重県でも、そんな取組を含めて、新しい展開をこれからしていただきたいなどということを期待申し上げて、時間も来ましたので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

## 休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

---

午後1時0分開議

## 開 議

○副議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。



## 質 問

○副議長（中森博文） 県政に対する質問を継続いたします。50番 山本教和議員。

〔50番 山本教和議員登壇・拍手〕

○50番（山本教和） こんにちは。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

質問の前に、このパネルが枚数が多いものですから、前の議員や横の議員からいろいろと余分なことを言われましたが、精いっぱい志摩のPRのために、また、伊勢志摩サミットのPRのために頑張っていきたいと、そんなふうに思っております。

今回は、空から見た伊勢志摩国立公園をパネルで見たいと思います。

（パネルを示す）この写真は、伊勢志摩の空の鳥人と言われた志摩市出身の松本高正さんという方の写真であります。御自身が撮られて、この5月に亡くなられたんですが、たくさんの何千枚という写真を撮られました。その写真を全部国立公園協会に提供していただいて、今、後からも出てきますけれども、県のサミットの賢島の風景、あれはこの人が撮ったと、そんなことでございます。ですので、パラグライダー事故でお亡くなりになりましたけれども、本人は自分が撮った写真がサミットのポスターに採用されたということは知らないわけですね。

そういう意味で、今もし健在ならば、いろんなところで写真が撮っていたのかなと、そんなことを思っておるところであります。だけど、松本さんが撮った写真が、今、全世界に配信をされているということで、本人も非常に喜んで見えるんじゃないかなと、そんなふうに思うところあります。

次、鳥羽市なんですが、（パネルを示す）これは神島であります。サミットと直接関係はないというふうに思われますけれども、国立公園の一つで、三島由紀夫の「潮騒」の舞台になった島で、とても神々しい、漁業の盛んな、また、若い漁師が頑張っている、そんな島でありまして、数年前に吉永小百

合さんも来ていただいて知事も来ていただいたと、そんなような島であります。

近くの議員から順番を間違えたらあかんよというふうに言われていますので、その辺のところを細心の注意を払いながら説明をしたいと思います。

(パネルを示す) このパネルなんですけど、これは答志島であります。この島ですね。これ、答志島です。この右がイルカ島ですよ。非常にいいところだと、そんなふうに思います。

(パネルを示す) 次のパネルであります。これは鳥羽市の中心部を空から撮った写真であります、この左側のここが鳥羽の水族館、それから、あと、この辺が近鉄の鳥羽駅ですよ。それから、これが三ツ島というところです。それと、これはミキミト真珠島であります、わかりませんが、私の想像ですけれども、今回のサミットで配偶者プログラムの最有力候補地の一つであると、そんなふうに思っておる島であります。

(パネルを示す) この写真が先ほど言いました賢島全景の写真です。橋が一つ、二つと、入り江に囲まれた昔から伝統のある賢島であります。ここが昭和27年に建てられた志摩観光ホテルと。それから、ここが平成7年に建設された和風の宝生苑と。ひょっとしたら、ここが和風ですから日本政府館になるかもわかりません。ここがいわゆるベイスイートですね。これ、平成7年7月7日に建設されたホテルであります、この賢島というのは、もう皆さん御承知だと思うんですけれども、作家山崎豊子の「華麗なる一族」の舞台になった先ほどの志摩観光ホテルであります、少し出だしを紹介させていただきたいと思っております。

「陽が傾き、潮が満ちはじめると、志摩半島の英虞湾に華麗な黄昏が訪れる。湾内の大小の島々が満潮に洗われ、遠く紀伊半島の稜線まで望まれる西空に」云々とあって、「海に突き出た志摩観光ホテルのダイニング・ルーム」とずっと続いていくわけであります。

(パネルを示す) もう一回ちょっとこのパネルを紹介していただきたいんですけれども、その「華麗なる一族」の舞台になったこの志摩観光ホテルで

すね。これ、関西の財界人で、知事、御承知かもわかりません、岡崎真一、同和火災とか、あと、神戸銀行なんかを率いた岡崎一族の物語でありますね。当時は非常に、「華麗なる一族」という言葉自体が非常に皆さんから口々に言われて、志摩へ行きたいね、志摩観光ホテル、行きたいね、そんなことを言われた時代があったように思います。

私、別に近鉄から宣伝してほしいということ言われたわけでも何でもないんですけども、メーンがそういうことですので紹介をさせていただいてると、こんなことであります。

(パネルを示す) それと、このベイスイートのホテルの、これは5階の屋上庭園で、サミットの首脳たちがひょっとしたら写真を、集合写真といいますか、撮られる可能性があるということでもあります。

次、紹介させていただきます。(パネルを示す) これ、いきましようか。英虞湾、2枚あります。これは英虞湾内の、ここ、次郎六郎海岸といいまして、大王町の登茂山の一番先です。県費でかなり海岸を整備した非常にすばらしいところではありますが、なかなかPR不足で訪れている方が少ないというふうにあります。

次の英虞湾の2枚目の写真、出していただけますか。(パネルを示す) これもそうですね。これはよく、今回の賢島の写真以前に志摩を代表する風景ということで紹介された写真であります。手前が間崎島になるのでしょうか。それと、先ほど説明しました次郎六郎海岸はここですね。この上が昔の郵政リゾート、今のアクアヴィラというホテルであります。

なぜこういうことを紹介しますかといいますと、これから質問させていただくんですが、こんな英虞湾の入り江、たくさんある入り江の中で、廃船になったり、また、沈没している船もあるんでしょう。それとか、こういった島々に今使用されていない小屋があったり、いろんな障害物と言われるものをこれから、所有者がわかっているところ、また、所有者がわからない船、いろんな意味で警察の方々や、また、海上保安庁や、警備に携わる方に御苦労をいただくわけでもあります。

今から質問をさせていただくんですが、こんな伊勢志摩を国内外に積極的に現在発信していただいておりますけれども、特に重要なのは首都圏への情報提供ということだと思えますね。首都は大使館があったり外国のメディアがあったり、いろんな意味で情報発信してくれる、そんなたくさんあるところでもありますから、ここへの情報提供、非常に大事です。

また、この情報提供がサミットを、成功するかしないかという鍵を握っているのかなと、そんなふうにも思っておるところでありまして、今回夏の終わり、9月26日でありましたけれども、ツーリズムEXPOジャパン2015が東京ビッグサイトで開催されました。土曜日、日曜日だったんですけど、私も現地へ行ってポスター、チラシを配ったり、サミットのためのPR活動をさせていただいたわけでもあります。

三重県のブース、どちらかといえば県の職員の方々もたくさん来ていただいておりまして、積極的にPRしていただいたんですが、ほかの県に比べて少し地味だったのかなと、そんな感じがするんですね。ほかの県、もっともっというんな媒体を使用しながら自分の県のPRに努めていたということでありまして、まあ、これからかなと、その時点でこれからかなと、そんなふうにも思った次第であります。

その日の夕方5時ごろだったでしょうか、知事がJ R東日本の会長や、ベネッセコーポレーション、ですから、瀬戸内海の直島なんかを手がけた福武さん、現在ベネッセの顧問をされているんですけども、こういう方たちのシンポジウムが、たくさんの観光業者、いわゆるエージェントの代表の方々の前で大いにPRをしていただいたんですが、その印象はどうだったのかということが一つ。

それと、10月27日に、外務省、麻布の飯倉公館で、知事や両副知事、また、県の幹部の方々もたくさん来ておりました。三重県の総力を挙げたイベントだったのかなと、そんな感じがいたすわけでもあります。

その会場で、在京の大使館の方々や、また、マスコミの方々、三重県出身の財界の方々、いろんな方々が見えていたように思うんですけども、その

反応は、先ほどのツーリズムEXPOジャパン2015を含めて知事にどんな印象を持たれたのか、また、それを受けて今後どのように情報発信をしていきやすいのかと、そんなところをお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今、山本議員から御紹介いただきました、首都圏でのこれまでの情報発信に対する印象や評価などについて答弁させていただきます。

山本議員も御参加いただきました、9月26日に開催されました世界最大級の旅の祭典、ツーリズムEXPOジャパン2015の国内観光シンポジウムにおいて、「地域ブランディングと地方創生」をテーマに私も講演をさせていただきました。先ほど御紹介いただきましたJR東日本の会長やベネッセコーポレーションの創業者の福武家の今現在顧問の方とかなど、そうそうたるメンバーの皆さんとともにさせていただきましたし、観光庁長官や日本政府観光局の代表者など約300名の方々に、サミットを通じて目指す三重のビジョンや先ほど議員も御紹介いただいたようなすばらしい伊勢志摩国立公園をはじめとした自然があって、そういうところでの自然体験の魅力など、そういう部分を紹介することができたのではないかと考えています。

伊勢志摩サミットに向けた首都圏での本格的な情報発信のキックオフとしては、10月27日、東京の外務省飯倉公館でセミナーとレセプションを開催し、駐日外交団、駐日商工会議所、海外の報道関係者をはじめ、国内外の約300名の方々にお集まりいただきました。ここも大半が海外の関係者であったということでありました。

まず、セミナーでは、「日本人の心のふるさと伊勢神宮」というテーマで、鷹司尚武大宮司にお話をいただきました。私も初めて聞かせていただくお話もあり、出席いただいた皆さんにも伊勢神宮について深く御理解いただけたのではないかと思いますし、伊勢神宮のお話を通じて、伊勢志摩が世界に対し平和へのメッセージを発する場所として適している場所であることを改めてお伝えすることができたのではないかと考えています。

また、「世界から見た三重の魅力！」というテーマで、カーレーサーの

井原慶子さん、元F1ドライバーの片山右京さん、鈴木亜久里さんにお話をいただきました。

三重県は、伝統と革新、静と動、自然と経済成長、このような対照的なものが共存する地であります。短い時間ではありましたが、大宮司とレーサーという著名な皆さんによって、こういった三重のコントラスト、魅力をしっかりとお伝えすることができたと考えています。

次に、レセプションにおきましては、海女に対する関心が高く、また、真珠、ヒノキ等を活用したオブジェによる空間演出や、相可高校の生徒による松阪牛のすき焼きなど、三重の食材をふんだんに取り入れた料理によるおもてなしが大変好評で、ぜひ三重県を訪れてみたいといった声もたくさんいただきました。三重県の認知度向上という意味において非常によかったのではないかと考えています。

飯倉公館でのレセプションに続き、11月11日に東京の日本記者クラブ、18日には日本外国特派員協会で私が会見を行いました。国内の報道関係者約50名が出席した日本記者クラブでは、伊勢志摩国立公園の歴史や神宮などのほか、サミットに向けてのこれまでの取組状況を説明しました。一方、海外の報道関係者約40名が出席した日本外国特派員協会では、三重県の概要説明のほか、サミットを通じ本県が発信したいメッセージとして伝統と革新が共存する姿を紹介し、今後伊勢志摩サミット三重県民会議が主催するプレスツアーへの参加を呼びかけたところです。

このほか、11月11日夜には日本外国特派員協会、志摩市観光協会による美しい志摩市の夕べ、志摩市ナイトも開催されました。

飯倉公館でのセミナーとレセプションには、外務省をはじめ数多くの方々から称賛の声をいただき、G7の国以外の皆さんにも三重を知っていただくきっかけになったのではないかと、また、サミットを通じた一過性にしない取組の第一歩を踏み出せたのではないかと考えています。

私の会見については、これまで東京で国内報道関係者の方に時間をかけて説明できる機会がなかったことから、日本記者クラブでの会見でサミット開

催に向けた取組状況などをじっくり説明できたことはよかったと考えています。また、日本外国特派員協会での会見では、サミット開催地が世界に影響を与える場所であるということを改めて認識する一方、伊勢神宮などの基本的なことや三重県についてまだまだ知られていない部分も多いと感じたところであります。

レセプションのサブタイトルが「三重へのいざない」であったように、首都圏でのこういう情報発信を通じて三重をしっかりと予感していただいて、次は実際に三重県にお越しいただいて体感、実感していただけるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

鷹司大宮司の、伊勢神宮、遷宮も含めた伊勢神宮の歴史とといいますか、そういった話というのは外国人の方々にもどう理解されたのかなというような感じがしますけれども、2000年を有する悠久の歴史を誇る伊勢神宮と、大宮司はこういうことを言われたんですよ。イノベーションが伊勢神宮にはあると。なぜならば、それは、20年に1度社を建てかえるという、そういった行事というのがあるということを強調されておりました。

鷹司大宮司は一昨年、三重県議会に来ていただいて石垣副知事に御挨拶をいただいた経験があるんですね。伊勢神宮の歴史の中で大宮司がよそに出て講演をするというのは三重県の講堂でしゃべられるのが初めてだというようなことをおっしゃっていました。とてもいい話をされますので、またサミットの期間までに何か機会がありましたら、鷹司さんの講演を、我々も含めて話を聞けたらな、そんな感じがするわけであります。

また、サミットが終わってから、これから出てきますけれども、国立公園の70周年記念のエコツーリズムの大会に鷹司大宮司をお招きして講演をしていただこうかなと、そんなつもりもあるわけであります。

次に、2番目ですけれども、三重県観光振興基本計画についてお話をさせていただきたいと思うんですが、知事はサミットを従来から一過性のものに

しないということを強調されておりまして、それも全く正しいことだというふうに思うんですね。そんな中で、現在県が策定をさせていただいております基本計画、例えばゴルフ場を生かした三重への誘客誘致と、それから国際会議の誘致、食と温泉の組み合わせ、熊野古道と歴史建造物、こういったものを柱にしながら現在計画を練っておられるように思うんですが、今後の観光戦略にこういったものをどう反映させていくのか、今議会でも説明がありましたけれども、もう一度この本会議場でお聞かせいただければというふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） サミットの効果を一過性にしないために、次期三重県観光振興基本計画をどう取り組むのかということでございます。

三重県では、平成25年の伊勢神宮式年遷宮の好機を捉え、同年4月から3年間、官民が一体となった三重県観光キャンペーンを展開してまいりました。この中で、戦略的なプロモーションによる観光地としての魅力向上、みえのファンづくり、マーケティング戦略の検討につながる顧客データの蓄積、観光関連産業の活性化につながる好事例の創出、観光客のおもてなしの向上につながるネットワークの構築など、新たな展開につながる仕組みや体制の構築が図られ、これら三重県観光キャンペーンの成果を生かすチャンスが到来しています。

海外誘客の取組につきましては、まだ緒についたばかりではありますが、訪日外国人旅行者は順調に推移をし、平成26年には外国人旅行者延べ宿泊者数は全国平均の対前年伸び率を上回って17万9000人となり、平成27年の目標値である県内の外国人延べ宿泊者数15万人を前倒しで達成しました。さらに、平成27年7月、8月、サミットが決まった後ですけれども、7月、8月には2カ月連続で外国人延べ宿泊者数の伸び率が対前年同月比で全国1位、この9月も全国2位になりました。また、1月から9月までの累計値も9カ月間で26万人となり、昨年1年間の17万9000人の1.5倍になっています。このように、現計画策定時にまいた種が確実に花開きつつあります。



平成28年5月には伊勢志摩サミットが開催され、三重県が脚光を浴びる千載一遇のチャンスが訪れます。サミットを通じた知名度の向上を最大限に生かし、国内外の人々を呼び込み、サミットの成果を発展、次世代に継承させることが大切です。さらに、伊勢志摩国立公園指定70周年、平成29年の第27回全国菓子大博覧会・三重、平成30年の全国高校総体、インターハイの開催なども切れ目なく続きます。

このような状況の中、次期三重県観光振興基本計画では、三重の強みを生かした取組を積極的に進めてまいります。

まず、サミットの開催や好調なインバウンドを生かし、新たに国際会議等のMICE誘致、欧米やゴルフツーリズム等富裕層を対象にした誘客にも取り組んでいきます。

次に、国際観光地にふさわしいおもてなしが実現できるよう、観光の産業化を支える人材の育成確保を図るとともに、日本一のバリアフリー観光の推進や外国人に優しい観光地づくりに向け、地域の受け入れ体制の充実強化に取り組んでいきます。

さらに、三重県観光キャンペーンの取組により得られたデータ等を活用し、マーケティング、マネジメントを重視した取組への転換を図るほか、地域が主体となって観光地域づくりのマネジメントを行う日本版DMO創設に向けた基盤づくりを進めます。

あわせて、顧客満足度の高いサービスを提供できるよう、観光関連産業の育成を進めるとともに、県内観光関連事業者が有するポテンシャルを生かし、稼ぐ力を引き出す取組へシフトさせるなど、観光の産業化のさらなる推進を図ります。

これら観光の質を高める取組を積極的に推進し、観光消費額を増加させることで継続的に地域へ利益を還元させる仕組みを確立させ、伊勢志摩サミットの効果を一過性に終わらせることがないように取り組んでまいります。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。要は、県はいろんな柱をつく

ると、だけど、その後は地域がどれだけ頑張っていくか、そんなことだというふうに理解をいたしました。地域の受け入れ体制というのをしっかりしていかなきゃいけないよと、こんなことだと思います。そのとおりでと思います。

(1) と (2) を合わせて、今後、提案なんですけど、首都圏への情報提供というのは非常に大事だということは先ほど申し上げました。そんな中で、現在も取り組んでいただいておりますが、三重の情報提供ということで、三重県出身者で首都圏にいる方々にどうアピールしていくか。現在やっているといると思うんですけども、そういった方々へのさらなる情報提供というのをやっていかなきゃいけないということがあると思うし、また、三重県出身の企業の方々、こういったところへも精いっぱいPRしてもらおうように県から依頼をしてもらいたいと思うんですね。

例えば某エレクトリック企業ですけれども、そういったところへ、掲示板があればその社員の入り口のところへ三重県のサミットのポスターを張っていただくとか、従業員食堂があれば従業員食堂へ三重県のサミットのポスターを張っていただくとか、いろんな考え方ができると思うんですね。大いに利用していただきたいと思います。私の同級生で、東京ですし屋をやっておると。そこのお客さんの席へサミットのポスターを張りたいということが依頼があって、そこへ送らせていただいたり、そういうことも一つの方法かなというふうに思うものですから、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

それと、隣の市ですけれども、鳥羽市、私は志摩市ですけれども鳥羽市でこういうことをやっているんですよね。首都圏へのPRということで、今年の7月から都営バスへ、側面、ラッピングというらしいんですけど、海女の潜っている、そんな写真を張って、渋谷から六本木、新橋というところのバスにそういったPRをしているというようなことも鳥羽市の副市長が言われておりましたし、それから、あと、ANAの飛行機の座席の前のモニターに鳥羽の情報を流すというようなことをやったり、また、近鉄にポスターを

張ってもらおうとか、いろんなことを展開しているわけですね。三重県も、首都圏とは言いましたけれども名古屋があり大阪があり、日本国中でそういったことをやってもらえな、そんなふうに思います。

それから、あと、三重県観光振興基本計画でありますけれども、先ほど鷹司大宮司も飯倉公館で言われておりましたけれども、遷宮のときに1400万人来てもらったと、翌年は下がるのかなと思ったけど何とか1000万人はキープしたということです。そんな中で、インバウンドの人たち、いわゆる外国人の人たちが数%だったというようなことを言われておまして、先ほどの講演の中にもありましたように、外国人の方をどう伊勢神宮に来ていただくかということは、これは非常に大事なところだというふうに思うし、また、訪れていただく一つの要素だと思うんですね。そんな意味で、これもわかりませんが、首脳国の首脳が伊勢神宮へ行ったら、それこそたくさんの方々が来ていただいて効果が倍増するというような、そんな期待もいたしておるところであります。

そんな意味で、県も地元と一緒にしながら、今後の情報提供に力を入れていただきたい、そんなふうに思います。

次、3番目、いきます。

今まではどちらかといえば伊勢志摩のPRと、あと、県の取組ということをお聞かせいただいたんですが、住民の不安もあるわけですよ、最近特に。この前の一般質問でも述べられておりましたけれども、地域住民が抱える不安というようなことで、英虞湾内は大小60ぐらいの島々があつて、入り江があつて、所有者がわかつておる船もあれば所有者がわからない船もたくさんあると。そんな中で今チェックをしていただいておりますが、それはそれで非常に大事なことです。それと同時に、地域、いわゆる田舎という言葉は別にして、地域の中で使われていない宿泊施設、ホテルなんかもあるし、民宿、それから、住んでいない家屋、また、食堂、レストランと、こういうところもあるわけですよ。

この前、私の地元で火事があったんですが、その近くに営業していない

スーパーの跡地で高校生がたばこを吸っておると。その火事とは直接関係ないんですけども、この際、いろんなところで警備に携わる方々がチェックしているんだから、そんなところもあわせてチェックしてもらいたいなんて、そんな地域の住民の声がありました。

そんなことでして、これから警備する方々と地域の自治会の方々やそういった方々と会合を重ねながらどう連絡網を構築していくかということがとても大事なことだし、恐らくやってくれるんでしょう。しかし、自治会の人たちだけではなかなか、警備という意味で、防犯という意味で、数が少ないということでもあります。

住民の人たちが一番大事なんですけれども、そういった住民の人たちが、例えば使われていない空き家にどう入っていくとか、使われていないホテルにどうチェックしに行くかということがなかなかできないじゃないですか。所有者もおりゃ、恐らくおるでしょう。それと、あと、その中へ踏み込むという、そういうことができない中で、どう地元の人たちと警察と連携をとっていくのか、連絡網をどうつくっていくのかということをお聞きしたいと思うんですが、警察本部長、いかがなものでございましょうか。

〔森元良幸警察本部長登壇〕

○警察本部長（森元良幸） 会場周辺の実態把握の関係と、関係機関、住民の方々との連携についてお答え申し上げます。

伊勢志摩サミット警備に関しまして、会場となる賢島周辺を中心といたしまして、危険箇所等の実態調査を現在進めております。テロリストなど不審者が潜む可能性があります別荘ですとか空き家、空き店舗、相当数に上っております。現在、警察では所有者が誰かということ調査いたしまして、物件の所有者の方に対しまして、確実な施錠でありますとか警察が実施する警戒への協力、さらには、不審者等を発見した場合に110番なり最寄りの警察署に通報してくださいと、こういったことをお願いしております、そういった対策を進めております。

また、施設の状況によりましては、今後サミットが間近になってまいりま

すと、状況によっては警察官を付近に配置するなどの対策をとりまして、警戒をしっかりと強化してまいりたいと思っております。

なお、実態調査に当たりましては、各自治体でありますとか海上保安庁といった関係機関とも連携を図りながら進めております。

今後の関係機関、団体、あるいは住民の方々との連携ですけれども、先般も御紹介もさせていただきましたが、様々な機関に参画していただきまして、官民一体となって恒常的にテロ対策に取り組むテロ対策三重パートナーシップ推進会議を10月28日に設立しております。さらに、鳥羽・志摩地区及び伊勢地区におきましても11月中旬に地域版のパートナーシップを発足いたしまして、今年度中には全ての警察署で発足する運びという形で予定しております。

これらのパートナーシップの取組を通じまして、県下全域におきましてテロに対する危機意識の醸成でありますとか、関係機関や住民の方々との連携強化を図ってまいりたいと思っております。

このような形で、警察といたしましては、関係機関、地域住民の方々と緊密に連携をとるという形で、サミット警備の成功に向けまして万全の体制をとってまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） 本部長、ありがとうございます。現在鋭意取り組んでいただいておりますということ、地域住民の人たちと連携しながら今後も精いっぱい警備に万全を尽くすというようなお話がありました。

先日、トラック協会にサミット前後の3日間の通行自粛というのを会議で要求をされたとか要請をされたというようなことなんですけれども、一般住民の通行、特に自動車なんかはどんなふうになっていくんだろうなという地域の率直な意見がありました。

それと、先ほどのパネルで紹介しました英虞湾の中で真珠養殖をされているの方々、特に5月といいますと、玉入れ、いわゆる核入れの最盛期を迎えていこうというようなこともあるでしょうし、そういった人たちの懸念という

のもあるんですよね。

そんな意味で、今後どんなふうに取り組んでいくかということをお聞かせいただきたいと思うんです。

それと、以前この本会議場で、私、言ったことがあるんですけども、大分昔の話であります。志摩町、いわゆる志摩市志摩町の片田という、大野浜という浜に、中国船、福建省から出た木造船が漂着したというか乗りつけられて、50人ぐらいの中に乗り組んでいる中国の人たちが、クモの子を散らすようにば一っと、地域の使われていない別荘の跡だとか一般家屋だとか、そういうところへ逃げ込んだというような、そんなことも目の当たりにしている1人であります。今後、海上警備とともに陸上もしっかりとやっていただきたいというふうに思うんですけども、先ほどの2点、一般住民の自動車の通行と、あと、海に従事する方々への周知徹底というのはどんなふうになっていくのか、ここを、本部長、聞かせていただきたいんですが。

○警察本部長（森元良幸） 賢島周辺住民の方々への対応につきまして御説明申し上げます。

まず、賢島周辺、会場周辺ですけれども、数カ月前から施設の警戒が始まりまして、次第に、検問でありますとか、だんだん警備網が強化されてまいります。

それで、賢島におきましては、真珠養殖業者の方ですとか漁業関係の方々、島内に居住されておられる方、さらには仕事で島内に入られる方、様々な方がいらっしゃるということを承知しております。賢島に居住されたり業務で賢島に入られる方々に関しましては、外務省などの関係機関と協議いたしまして、通行証などを発行してできるだけ御負担のかからないような形で対応してまいりたいと思っております。

また、先ほど議員のおっしゃいました平成4年の集団密航のような事件、そういった形でいろいろ不測の事態がないとも限りません。この点につきましては、海上に配置されております海上保安庁と連携を密にしまして、いかなる場合でありましても、警察においても各種銃器対策部隊等の部隊がおり

ますので、連携を密にしてしっかりと対応してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。テロ対策に万全を尽くしていただくと、海も陸上もということであります。どうかよろしく願いをいたしたいと思います。

次の4番目ですが、伊勢志摩国立公園の指定70周年についてであります。

（パネルを示す）このパネルは南伊勢町の写真です。今回の伊勢志摩国立公園指定70周年のポスターに使用をさせていただいておる写真であります。

伊勢志摩国立公園は昭和21年11月20日に戦後初指定を受けた地域でありまして、来年で70年を迎えるわけであります。これまで数々の歴史を刻んできた伝統のある国立公園でありまして、環境を守りながらどう地域振興に寄与していくかというようなことで協会も頑張ってきたわけであります。

去る11月3日だったんですが、伊勢市のいせトピアで、地域資源を活用！U30、知事と関係する市町長、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町の首長たちとのシンポジウムというのをやらせていただいた。その中へは、県庁や市や、行政の方々もたくさん見えるし、また、大学生の方も見えた。それから、観光に従事する方々も見えた。300人を超える方々が来て、大いに伊勢志摩国立公園をPRしたわけであります。

そんな中で知事は、シンポジウムですけども、来ていただいた感想、思いというのはどうであったかということ聞かせていただきたいと思うんですね。特に、地域に住む若い人たちが自然をどう守っていき、どう次世代に継承していくかという、大事な、今の若い人たちには役割があるのかなというふうに思うし、我々も期待をいたしておるところでありますけれども、知事の若い人たちに対してどんな思いがあるのかということ聞かせていただければなど、そんなふうに思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 伊勢志摩国立公園指定70周年の記念イベントの、地

域資源を活用！U30シンポジウムの感想などについて答弁させていただきます。

伊勢志摩の地域資源のさらなる活用と次世代への継承をテーマに開催されたこのシンポジウムには、私もパネラーとして参加をさせていただき、伊勢志摩地域の首長の皆さんの熱意や、参加された方々の伊勢志摩地域に対する愛着や思いを肌で感じることができました。

基調講演をしていただいた、山口県で漁業の6次産業化に取り組む若き女性社長、坪内知佳さんの言葉が印象に残っています。坪内さんはこれまでも、時代の流れとか自分たちの置かれた環境を言いわけにはしないと話をされています。今回発表していただいた若者たちの活動は、まさしく自分たちの置かれた立場や環境を言いわけにせず、生まれ育った地域を信じ、その魅力を掘り起こし磨き上げることで地域をもっと元気にしよう、そんな熱い思いに満ちあふれたものであり、私は彼らをととても誇らしく、そして頼もしく感じたところです。

いろんな形のウェディングを提案した若者とか、廃校を使ってとか屋外を使ってとか、まさに地域のいいものや、あるいは、今は価値が失われてしまったかもしれないけどもう一度そこでというようなトライを彼ら目線で卒にとらわれずやったというようなことなんか非常に勇気づけられた事案がありました。

こうした若者たちの活動が地域に広がり、一人ひとりがリーダーシップを発揮して自分たちの住む地域について考え、アクティブ・シチズンとして行動する、そうした機運が県全体に広がっていくことを大いに期待しているところであります。

指定70周年記念事業では、そういう次世代につなげていくための若者の育成と価値や魅力の発信によるインバウンドの拡大、これを2本柱に、伊勢志摩国立公園の豊かな自然や歴史、文化などの資源を生かしたエコツーリズムの取組を加速、発展させていくこととしており、来年11月には事業の集大成として全国エコツーリズム大会を開催し、多くの方々に伊勢志摩地域の魅力



を体験、体感していただきたいと考えています。

こうした取組を関係者が一丸となって展開することにより、将来にわたって伊勢志摩地域に国内外からの多くの人が集い、交流が拡大していくよう、私も若者たちに負けない熱意を持って全力で取り組んでまいりたいと思います。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。知事が来ていただいて大いに盛り上がったわけであります。

若い人たちには、大人が若い人たちの育成というのはとても大事だということと、あと、来年の11月に行われる全国エコツーリズム大会に向けて、準備委員会、実行委員会でこれからいろんなメニューを作成していくと、事業を展開していくべく現在頑張っておるということでございますので、県当局におかれてもまた御支援のほど、よろしく願いをいたしたいと思います。

この項の最後でありますけれども、国立公園協会に長崎県佐世保市から連絡がありまして、佐世保は西海国立公園、いわゆる伊勢志摩のリアス式海岸とよく似た風景を擁している国立公園なんですね。そこ伊勢志摩国立公園とが何か事業をできないかなというような、そんな提案もされておまして、海だけじゃなくて、ひょっとしたら中部山岳とか、海と山との融合とか、そういうことも絡ませながら事業展開を考えていきたいなと、そんなふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

次、私学の振興について御質問をさせていただきたいと思います。

（パネルを示す）この表、ちょっと見にくいんですけども、要は、現在、経常費の助成金で、全国で34番目ということであります。

私学の振興については、党、それから党派、イデオロギーを超えてその振興のために頑張っていかなきゃいけないということは、もう三重県議会の議員みんなそうだというふうに思っておるんですね。現に私学大会なんかに行きますと、たくさんの議員が出席されていらっしゃいます。

私学は御承知のとおり、建学の精神に立脚して特色のある教育を展開して、

三重の子どもたちを育ててまいったということでありまして。だが、これから少子化を迎え、私学の経営というのは、その運営というのは非常に厳しい局面が予想されるわけでありまして、何とか頑張ってもらいたいということで今回の質問の項目に選ばせていただいたということでありまして。

先ほどの資料1は34番目で、生徒1人当たり32万1186円ということでありまして。この数字は、次のパネルを見ていただきたいんですけども、（パネルを示す）これは卒業者数の推移、これ、もういいです。次、いってください。お願いします。（パネルを示す）この一番下の黄色い部分が国庫補助金です。それと、緑の部分というのが交付税措置額ということでありまして、これを二つ合わせて国標準額ということでありまして。その上の赤い部分が県費、県の助成金と県費上積額ということでありまして。一番左の平成12年が、赤い部分、いわゆる県費の上乗せ部分が4万4550円ということだったんですけども、平成27年は247円と、こういうようなことになっているわけでありまして。国が増える分、ですから県費が減り続けておると、こういう状況であります。

それから、資料3はどうでしょうか。（パネルを示す）先ほどの県内の中学校の卒業生数の推移、これが、左からずーっと右肩下がりになっています。これ、見てとれていただけたらと思うんですが、最後の資料の4番目ですが、（パネルを示す）これは県内の全日制の私立高校の生徒数の推移であります。これもやはり先ほどと一緒に右肩下がりということがわかっていただけたらというふうに思うんですね。平成7年は1万4500人でありましたけれども、平成27年は1万700人ということが見てとれるというふうに思うんですね。

それで、県立学校の場合は、生徒が少なくなれば学校の再編とか統合によって何とか維持できるというようなことがあるかも知れませんが、私立の場合はなかなかそういうわけにはいきません。もう閉めるしかないというような、そんなことでもあります。特に私立学校の場合は、その主な資金というか資源というか、入学金と授業料と、あと施設整備費、こういったものが大半を占めて運用されておるということであって、生徒が少なくなれば

その存立すら危うくなると、こういうことであります。

それと、募集定員でありますけれども、これはもう今まで何度となくそれぞれの議員が質問をしておりましたけれども、県立が8と私立が2と、こういうような状況から、徐々に努力していただいて77.4と、これ、公立ですね。私立は22.6というところまで来たんですが、限りなく7対3に近づけられるようにやっぱり努力をしていただきたいと、こんなふうに思うのであります。

これは、平成25年に、我が会派の水谷隆議員からの提案だったと思うんですけれども、高等学校の生徒募集に係る公私間の比率等検討部会というのを設けて、そのときは会議1回ぐらい開かれたんでしょうか、その後余り議論されていないように感じておるんですけれども、現状はどうなのかということでもあります。

教育を受ける権利というのは、公立であれ私立であれ、何人も平等でなきゃいかんということでもあります。今の課題、ですから、私立学校等への経常費助成の増額と保護者負担、これが関連してくるんですけれども、保護者負担の格差の解消と、それから、先ほど言いました定数の確保と、この課題について県当局の見解を聞かせていただきたいと思います。

〔高沖芳寿環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（高沖芳寿） 私立学校につきましての役割というのは先ほど議員もおっしゃっていただきましたように大変重要な役割ということで、公教育の一翼を担っておるということで、多様な教育活動を展開していただいております。

少子化が見込まれる中で、私立学校に対して今後どういうふうに、要は経常的経費の補助であるとか、あるいは保護者の経費負担ということでございますけれども、県ではこうした私立学校の重要な役割を踏まえて、現在一生懸命やっております特色ある学校づくり及び健全な学校経営、これを支援するため経常的経費等への補助、並びに、私立学校に通う児童・生徒が安心して学べるように保護者等の経済的負担の軽減を図っております。授業料の減免であるとか、あるいはまた、入学金の減免等々でございます。

そういった状況があるんですけども、今後、少子化等の影響が非常に考えられます。こういう私立学校をめぐる非常に厳しい状況ということを理解する中で、これからも引き続いて学校が特色ある教育をやっていただく、それから、経営面においても非常に改善もされておる努力もごさいます。こういう状況を踏まえて、大変厳しい状況ですけども、県の財政が非常に厳しい状況にごさいますけれども、今後も経常的経費の助成、これによって学校の経営に対する支援を行うとともに、授業料の減免等についても、国の就学支援金、こういうのがごさいますけれども、これに加えて、県単独の補助等については引き続き保護者等の負担軽減に努めるように取り組んでまいりたいというふうにごさいます。

それから、もう1点、公私比率等々の関係でごさいますけれども、平成25年に今言われました検討部会を設置して、一定の今後の公私比率の方向性についての方向性、考え方というのが部会で決定をされました。その決定に基づく方向性に基づいて、公私の協議会というのを毎年開いておりますので、その中で年々の状況に応じた最終的な定数を決定するというごさいますので、その方向性については平成25年の部会の提言に基づいてやっていると、そういう状況でごさいます。

[50番 山本教和議員登壇]

○50番（山本教和） ありがとうございます。

県立の高等学校も特色のある学校づくりということで懸命に頑張っていたいておるんですが、私立もそんな意味で、建学の精神ということでもって精いっぱい、学校の特色をそれぞれの子もたちに理解してもらおうべく頑張っておりますので、先ほど環境生活部長の言われたような御支援をよろしくお願いしたいと思います。

私が当選したのが昭和62年であります。今年29年目になるんですけども、当時は田川知事でありました。その後、北川知事になって、野呂知事になって、それで鈴木知事です。田川知事は高等農林学校ですから官立出身と、それから、北川知事は神戸ですから県立高校、野呂知事は伊勢高校ですから県

立ということでありまして、私立の高等学校を出ているのは鈴木知事だけなんです。これ、難しい高校だとかそうじゃないということは別にして、私立の高等学校出身なんです。私学協会なんかの期待というのは非常に大きい。今の知事しかこの改善は図れないだろうというふうに、そんなことを言うてくださって言うておるんじゃないかと、非常に期待が大きいですから、何とか鈴木知事も奮闘をよろしく願いをいたしたいと思うんですが、知事の答弁を聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 私も私学大会にお邪魔させていただいたときなどに、私立学校出身であるということはお話をさせていただいたことがございます。

いずれにしても厳しい財政状況の中でありまして、そういう建学の精神に基づいてしっかり経営していただいて、子どもたちの学ぶ場がしっかりと確保されていくような支援のあり方について、これからもしっかりと、そういう御期待にも添えるような形でしっかり検討していきたいというふうに思います。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。（拍手）

○副議長（中森博文） 39番 日沖正信議員。

〔39番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○39番（日沖正信） 改めまして、こんにちは。今日の一般質問の最後に機会をいただきました、新政みえのいなべ市・員弁郡選出、日沖正信でございます。どうぞよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

まずは私のほうからも、知事、おめでとうございます。奥様の御懐妊の報を聞かせていただきました。ますますお幸せな御家庭を築いていただきますとともに、イクメン度、イクボス度もぜひアップしていただきたいと思います。

それと、この議会でも伊勢志摩サミットの話に沸いておるところでございますけれども、私たちはやっぱり、どうしても人情として、三重県にどれだけ効果があるんだ、三重県にどれだけ貢献があるんだということにまず行

きがちなんですけれども、そういう話は大事ですけれども、やっぱりサミットというのは、世界の様々な課題であるとか、人類が、みんなが平和になるようにとか、そういうことを先進国の首脳が集まって協議する大イベントでございまして、どうか、もちろん三重県への恩恵も考えていただかなければなりませんけれども、知事におかれましては世界のため国家のために大いに御貢献をいただきますように、私のほうからも改めて御期待、お願いもさせていただきますというふうに思います。

今日、私が通告させていただきました質問ですけれども、実は今日は知事に御答弁をいただくことがありませんということでございまして、せめて冒頭にこういう知事へのお声がけだけでもさせていただきますして質問に入らせていただこうと思いました。よろしく願いいたします。この後はどうぞ大所高所から御照覧をいただきますようお願いしたいというふうに思います。

今日は四つの項目で質問を通告させていただいております。時間配分がどのようにいかかわりませんが、どうかおつき合いいただきたいと思っております。中には一つ、ツキノワグマの話も含めさせていただきますして、多分これは私しかしないだろうなという質問でございまして、またこんなことも含みながらよろしく願いいたしたいというふうに思います。

まず、初めに、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組からということで、若者の県内定着の促進策についてを伺いたいというふうに思います。

昨年11月に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づきまして、我が県でも三重県人口ビジョンと、それと、それを踏まえての三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されまして、これをもとに、市町との連携協力を図りながら我が県の人口減少や少子化などの課題に的確に対応し、地域の自立かつ持続的な活性化を進めるために取り組んでいくこととなりました。

今日に至るまでも、時代の変化に敏感になりながら、過疎地域の問題であるとか、また、少子化の問題などは三重県でももちろん議論され、取り組んできたところでございますけれども、このたびこの地方創生のための総合

戦略がつくられたということで、改めてこの実践による確かな成果が県民から大きく期待されてくるのではないかというふうに捉えさせていただいております。

これまでもたびたび質問などで取り上げてきておりますけれども、私はこの機会に、若者の県内定着の促進策ということに関して、Uターン就職の対策と、そして、若い人材の県内定着を図るための奨学金の減免制度、午前中にも稲垣議員の質問の中に触れられておりましたので全く同じことになってしまいましたけれども、このところを取り上げさせていただきまして、考え方や取組を質問させていただきたいというふうに思います。

まず、県外への大学などに進学している学生をUターン就職で呼び戻す対策についてですけれども、これは地道に取り組みれば必ず成果が上がるというふうに思っておりますので、ぜひ県外へ進学をしておられる学生さんに対してUターン就職への働きかけ、支援、獲得にしっかりと取組をお願いしたいというふうに思います。

午前中の答弁にもありましたけれども、三重県は大学収容力が低く、県内大学へは2割ほどしか進学していないということでございまして、多くの学生さんは県外へ流出しておる状況にございます。その上、近年は大学などへの進学率も高く、その分、若者の進学による県外流出は進んでいるというふうに言えると思います。

しかしながら、県外へ出られた学生でも地元志向の若者も多いですし、現実のこととして、都会へ出て理想どおりの仕事や生活ができる人ばかりではないと思いますので、厳しい環境で都会生活を続けるよりも、何かきっかけがあれば、また、やりがいのある仕事があれば地元へ戻って活躍したいと思う学生も多いはずでございます。

ただ、愛知県など近隣県ならまだしも、関東圏とか関西圏とか離れた地域では、そこでの環境や情報をもとにした就職活動となりますので、地元に関心があっても情報も得にくいままで、進学先の地域で就職してしまう傾向になりがちなのではないかというふうに思っております。

そこで、関東圏、関西圏、また、もちろん中京圏なども含めてですけれども、こちらから大学などに出向いてのきっかけづくり、情報提供、企業とのマッチングなど、Uターンの若者を獲得するための取組を精力的に進めていただくことを期待いたします。

もう既に愛知県や関西方面などへ年間延べ130余りの学校を回っていただいているとお聞きしておりますが、こちらから出向いてUターンを促進する取組について、今後の進め方をどのように考えておられるのか伺いたいというふうに思います。

また、Uターン就職について、自治体が大学と協定を結ぶ取組によって成果を上げておられる先例もございますが、今はUターンの就職支援に特に熱心な大学もあり、地方と連携する広がりもできてきているようですので、ぜひ三重県も協定を結んでのより内容の濃い対策も検討いただきながら、成果を上げるための取組を進めていただければというふうに思いますが、このことについての御所見もお聞かせをいただければというふうに思います。

一つ、ここで参考に資料をスクリーンに映させていただきますけれども、ちょっと字が細かいですが、（パネルを示す）これ、横浜にある神奈川大学のホームページから、実は先般、神奈川大学がUターン就職について地方との連携を大変進めておられるというふうな記事が新聞に載っておりましたものですから、その、神奈川大学のホームページを開いて、Uターン就職のサイドメニューがあったものですからそこを開かせていただいたら、これだけ今、丁寧にわかりやすく、支援であるとか、U・Iターンインターンシップ相談会であるとか、U・Iターン3大学合同企業説明会とか、これだけ、Iターンも含めてですけれども、Uターンの支援の取組を大学のほうからもされておられます。

もう一枚お願いしますけれども、同じホームページの続きなんですけど、（パネルを示す）そして、ここでは、学生U・Iターン就職促進に関する協定ということで、これ、上のほうの表は協定を結んでおられる各県が載っております、それぞれの協定のあり方があるようなんですけれども、協定を



結んで連携して、Iターン就職も含むUターン就職に取り組んでおられるということでございます。

下の地図はちょっと細かくて見えませんが、この神奈川大学にどれだけそれぞれの県出身の学生さんがおられるかということが載っておりまして、来年卒業する学生さんで、三重県ではこの大学には10名おるような、それもわかりやすく、熱心な、親切なこういう形をとっておられる大学もあるということでございますので、私が申し上げるまでもなく、調査をしていたきながら取り組んでいただいておりますというふうに思いますけれども、ぜひこういう大学側の取組も十分に連携をしていただきながら進めていただければというふうに期待をするところでございます。

そして、また、もう一つですけれども、県内への就職定着を奨励するための奨学金減免制度の創設についてもお伺いをいたします。

既にみえ県民力ビジョン・第二次行動計画（仮称）最終案でも、取り組む基本事業として、県内への定着を条件に奨学金の返還を減免する制度の創設を目指すと言われておりますけれども、奨学金は大学、短大、専門学校生の35%が実に利用されておられるということで、平均いたしますと1人当たり400万円を借りておられるということに、そういう実態になるようでございます。

学生の側としましても、また、人材の県内への定着をはかる県といたしましても、互いにやっぱり利のある、また、意義のある策であると思っておりますので、早期に制度の創設を願いたいというふうに思います。

財政事情が厳しい中でございますので、減免の財源を捻出することは当然慎重になられるでしょうけれども、特別交付税措置が受けられる事業もあるということですので、県単事業ともあわせながら合理的な制度設計に取り組まれないというふうに思いますし、午前中の稲垣議員の質問でそのような趣旨をお答えいただいたと捉えさせていただいておりますので、よろしく願いたいというふうに思います。

県内産業を支える人材、地域の未来を支える確かな人材として県内へ定着

していただくための将来への投資であるこの制度について、創設に向けた検討の状況は既に午前中に答弁されたところでございますけれども、改めて見直しを含めてお尋ねをさせていただきたいので、よろしく願いいたします。

以上、まずお願いいたします。

〔竹内 望戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（竹内 望） 奨学金の返還減免制度の創設に向けた課題等について御質問をいただきました。

県では、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の社会減対策におけます学ぶに関する取組の一環といたしまして、若者の県内定着を図るために、県内への就職、居住を条件といたしまして、奨学金の返還を減免する制度の創設に向けて検討しておるところでございます。

制度創設に向けた課題ですけれども、業種、職種、専攻分野など、支援の対象者をどうするか、どのように絞り込むのかという条件設定のほかに、県内に定着していただくための就職、居住の期間、あるいは支援の率、支援の限度額などにつきまして、他県の事例でありますとか国の動向、特別交付税措置の状況等も踏まえて検討を行っているところでございます。

厳しい財政状況のもとではありますけれども、本制度の創設は、若者の県内定着、あるいは産業人材の確保に非常に効果があるというふうに思っておりますので、制度創設に向けましてしっかりと検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 県外へ流出している大学生に対するUターン就職の働きかけの状況、それから、U・Iターン就職に関する大学との協定についての御質問でございます。

本県において、特に中小企業、小規模企業は、必要な人材の確保に危機感を抱いている状況です。一方で、県内の高校を卒業した大学進学者のうち約8割が県外の大学へ進学しており、若者の県外流出が続いております。

こうしたことから、県外の大学へ進学した学生を呼び戻すとともに、県外出身者を県内に呼び込むことが重要となっており、本県では、関東地域、関西地域、中部地域において、U・Iターン就職に向けた様々な取組を行っているところです。

具体的には、今年度東京に設置したええとこやんか三重移住相談センターにおいて就職相談アドバイザーによる相談や、関西事務所を活用した出張相談を行っています。

また、三重テラスやええとこやんか三重移住相談センターをはじめ、東京、大阪、京都、名古屋及び県内において、県内企業の参加を得てU・Iターン就職セミナーを開催することとしています。あわせて、県外大学に進学した大学生の保護者等を対象とした就職セミナー等も開催しております。

さらに、おしごと広場みえの職員や就職相談アドバイザーが県外の大学の就職担当課を訪問し、県が主催するU・Iターン就職セミナーの開催等の情報を提供したり、学生の就職希望や傾向等の情報収集を行っています。また、県外大学内で開催されるU・Iターン就職説明会や合同企業説明会において就職相談を行っているところでございます。

これらに加えて、大学とU・Iターン就職支援に関する協定を締結することは有効な手段であるというふうに考えております。中国地域や四国地域の県と関西地域の大学、北信越地方の県と関東の大学との間で就職支援協定締結というのが進んでおります。就職支援協定を締結することによりまして、大学には学生や保護者に対して県内の就職支援情報をメール等で直接伝えてもらえますし、県は県内企業におけるその大学の学生のインターンシップの受け入れの支援等を実施するということとなります。

本県では今年度、90校程度ですが、三重県出身の学生者数というのを紹介しております。このように、大学と県が連携協力することによってU・Iターン就職が促進されますように、本県においても三重県出身者が多い大学等との就職支援協定の締結を現在検討しているところでございます。

以上でございます。

[39番 日沖正信議員登壇]

○39番（日沖正信） 答弁ありがとうございました。

若者の県内定着のための奨学金の減免制度のことにつきましては、もう午前中からたびたびになりますので、どうか早期にぜひ制度の創設を図っていただきまして、お取組をいただきますように要望をさせていただきたいというふうに思います。

それと、Uターン就職の協定、先ほど大変前向きにお取組をいただくんだという答弁をいただいたと思うんですけども、もう少し聞かせていただきますに、例えばまずは関西方面とか、まずは中京圏、愛知のあたりとか、それか、ややもすると学校ごとに、こういう学校にある程度目星をつけてとか、そういうちょっと進んだお話があれば再度聞かせていただきたいというふうに思います。

○雇用経済部長（廣田恵子） 現在、そのの大学とか、それからどの地域ということも含めて、県内の出身者の大学生が多いというところに、こういうところかなというところをめどをつけまして調整中でございますので、現段階ではそこまでということとどめさせていただきたいというふうに思います。

[39番 日沖正信議員登壇]

○39番（日沖正信） わかりました。ぜひ、できたらもう次の機会からそういうような取組を取り入れながら、ぜひ活気ある若い人たちに三重県へ帰ってきて活躍をしていただけるように期待をさせていただきまして、この質問は終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは、次ですけれども、風水害から県民を守るための河川の管理についてということなんですけれども、ここでお聞きすることは、増え続ける河川の堆積土砂の対策についてでございます。また河川の堆積土砂かと、議会では何度となく質問に挙がっておりますので、もううんざりだなというふうに思われるでしょうけれども、うんざりするほど土砂がたまっておるんです。あえてまた取り上げさせていただきましたので、おつき合いをいただきたいというふうに思います。

近年の異常気象で頻発する局地豪雨の影響や森林の荒廃などによる山腹からの土砂の流出などによって堆積する土砂が河川の機能を著しく阻害する状況が各地で増えてきておりまして、水害を誘発する要因にもなることから、特に近年においては治水安全上大変悩ましい問題となってきております。

この河川の堆積土砂対策については、今さら申し上げるまでもないことですけれども、知事におかれましては十分実情を理解いただいた上で、厳しい財政状況においても土砂対策を含む予算については特定政策課題枠の扱いで特に配慮がなされているところでありますし、また、県土整備部におかれましては、限られた予算でできる限りの効果を上げるべく、出先の建設事務所でも知恵を絞ってたゆみない努力をいただいております。

通常の県単維持管理費による土砂撤去や河川改修だけでなく、撤去方針を策定しての砂利組合による砂利採取の促進、条件が悪い箇所でも事業者が採取しやすいような現場においての支援策、河床整理により効果を上げる対策、土砂の処分地を確保するための処分場の公募制度の創設、市町と情報共有する箇所選定の仕組みを活用した優先度判断による効果的、効率的な取組など、県民の要望が特に多く寄せられる課題であることから、これまであらゆる方策が練られてきておるところでございまして、これらの取組につきましては私どもも真摯に評価をさせていただいております。

が、しかしですけれども、平成27年度定期監査結果報告書の中でも監査委員から河川の堆積土砂について触れられておりましたが、平成22年度末に推計値ですけれども180万立方メートルであった堆積土砂は、その後も豪雨等により撤去を上回る堆積が進んだ結果、平成26年度末には299万立方メートルとなっており、近年頻発する集中豪雨等により一たび洪水災害が発生すれば甚大な被害をもたらすおそれがあることから、堆積土砂対策を強力に進められたいというように県の監査委員も特に意見を示されるほど、河川の堆積土砂の状況がさらに厳しいことになってきております。

これまで堆積土砂対策については格別の御努力をいただいておりますにもかかわらず、この監査の意見で御指摘いただいているように、土砂の実態は減る

どころかまだまだ増え続けているという状況でありまして、さらに今以上の対策を進めていかなければ住民の安全は図れないというような現状にあるというふうに言えるんだと思います。

監査委員の御意見の御指摘のことを、ちょっとこれ、私なりに簡単にまとめてみたんですけれども、（パネルを示す）対策が必要な堆積土砂の状況ということで、監査委員の御指摘にもあったように、平成22年度の末に180万立方メートルのものが、県土整備部のお話によると毎年40万立方メートルか50万立方メートルを撤去していると。それにもかかわらず平成26年度末には299万立方メートルに増えている。これはもちろん砂利の採取制度による事業者の採取の分も含んでおるわけなんですけれども、とにかく取った全量を比較してこういうふうには増えていると。

参考までに私の地元の桑名建設事務所管内の数字もお聞きしてみました、桑名建設事務所管内では、平成22年度末に32万立方メートルであったものが、毎年10万立方メートル前後採取、撤去していただいているということなんですけれども、けれども、桑名建設事務所管内でさらに71万立方メートルに平成26年度末には増えていると。一番下に撤去が追いつかずに、逆にどんどん増えてきている実態！ということで書かせていただきましたけれども、まさにこういう実態であるようでございます。

この悩ましい問題をどのように打開していくか、監査委員もさらに強力にというふうに要請しておられるわけなんですけれども、もちろん打ち出の小づちのように財源が出てくるわけではございませんし、けれども、県民の皆さんを河川の災害から守るためには、これ、何とかしなければいけませんので、今の実情をどう捉えて今後対策をやっていくか、改めてお伺いしたいというふうに思います。お願いいたします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水谷優兆）** それでは、私から、河川の堆積土砂撤去の取組についてお答えをさせていただきます。

先ほど量的なことについても御紹介をいただきましたが、平成23年度の紀

伊半島大水害をはじめ、毎年台風や豪雨等により河川内に多くの土砂が流入しております。平成23年から4年間のその流入量につきましては、多い年で約100万立方メートル、昨年度は若干少なかったのですが、それでも50万立方メートルが流入をしておることを把握し、全体としてこの4年間の間に320万立方メートルの土砂が混入したことを把握しております。

この間の撤去につきましては、先ほど一部御紹介をしていただきましたが、様々な工夫をしながら約200万立方メートルの土砂の撤去を行いました。先ほど紹介していただいた表にありましたように、平成22年度末で約180万立方メートルの土砂を把握しており、その間、流入量が320万立方メートル、私どもが撤去したものが約200万立方メートルということで、その結果、現在は約300万立方メートルの土砂が残っているというような状況になっています。

それらに対する取組でございますが、先ほど議員のほうからも御紹介いただきましたように、各市町の協力も得ながら、様々な手法、維持管理でやるもののほか、砂利採取制度、あるいは災害復旧事業、河川改修事業により取り組んでおるところでございます。

砂利採取制度の活用につきましては御紹介をいただいたところでございますが、一定規模以上の河川の水位の上昇をもたらした台風や豪雨等により新たに堆積した土砂については、県の財政に有利である県単災害復旧事業も平成23年度から活用してきたところでありますし、さらに、護岸整備とあわせて堆積土砂の撤去を河川改修事業として取り組むなど、予算の効率的な執行についても工夫をしておるところでございます。

予算の確保に向けては、本年11月17日から18日に行った平成28年度予算の確保に向けた国への要望において、総務省、財務省、国土交通省に対し、実績も紹介をしながら、堆積土砂撤去は洪水時の水位低下に即効性があること、越水による堤防の損傷を防ぐなど、河川管理施設の延命にもつながることから、交付金事業等として取り組めるよう要望してきたところでございます。さらに、国及び近隣県が参加する担当課長会議など、あらゆる機会を通じ、

国による財政支援の要望をしております。平成28年度予算編成作業においても、河川堆積土砂撤去を平成28年度三重県経営方針（案）における社会経済情勢の変化等への対応に位置づけ、取り組んでまいりたいと考えております。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） ありがとうございます。

恐らくこの河川の堆積土砂の撤去については市町からの要望も本当に多いですし、流域の住民の方々からの願いも本当に多いこともあって、今現在で考えられることは相当、これ、予算の優遇の枠とかいろいろな知恵を絞った撤去の仕方とかやっていたらと思うんです。しかしながら、しかしながら、こういう実態があるということをおは今回質問させていただいて、みんなで共有して、それじゃ、これ以上に何ができるんやろうかということをおみんなで考えていかなければいけませんねということで、これ、取り上げさせていただきました。

そうしたら予算を増やしますとか、そんな答弁がいただけるとは思っておりませんが、先ほど一部ありましたけど、とにかくまず考えられること、国の交付金の対象事業としてもらう、適債事業化してもらうということをお、まず、これ、毎年予算の確保に向けた国への要望の中に入れていただいていますので、知事に答弁いただけませんが、何とかこれ、実現するように、三重県だけじゃなしに同じような境遇の県もあると思うので、一遍これ、連携もしていただきながら切実に訴えていただいて、国にも理解をいただけるように要望していただけること、そして、みんなでこの課題を共有して向き合っていきましょうよということも改めて提示させていただきまして、答弁はこれで結構でございますので、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次、三つ目ですけれども、ツキノワグマへの対応についてということで質問いたします。

今年にはツキノワグマがイノシシの捕獲おりに誤って捕獲されるという今ま



で聞いたことのないようなことが、5月と6月にいなべ市北勢町と津市白山町で立て続けに起こりました。

(パネルを示す) ツキノワグマの写真ですが、これ、5月にいなべ市で誤って捕獲されたツキノワグマですね。これ、新聞とかいろんな場面でこの写真が使われておりましたので、こんなの、出ておったなということで御記憶のある方もあるかも知れませんが、こういうツキノワグマが、前代未聞、イノシシのおりに捕まったという事件が起こりました。

白山町で誤って捕獲された熊は早いうちに津市白山町地内の奥山に放獣されたということでございましたけれども、いなべ市のほうでは山中に放獣した後、近隣県も巻き込んだ大騒ぎになってしまいました。

改めて、ちょっと話は長くなりますけれども、そのときのてんまつを少しだけ振り返らせていただきますと、5月17日にいなべ市内の養老山地の山間部で、イノシシの捕獲用おりに、ツキノワグマの成獣、体長1.4メートルであったということですが、が誤捕獲されるという前代未聞のことが起こりました。誤捕獲された熊は直ちに放獣しなければならないルールであることから、三重県は同日、三重、滋賀県境あたりの鈴鹿山系の奥地で発信機をつけて放獣をいたしました。

そして、また、たまたまですけれども、その10日後の27日には、滋賀県多賀町内で女性が熊に襲われ重傷を負うという事件が勃発し、三重県が熊を放獣した地点がちょうど多賀町内の山中であったことを明らかにしたことから、三重県が放した熊が女性を襲った可能性が高いという騒ぎになりまして、また、その上に、三重県は多賀町内で熊を放獣した事実をそのときまで滋賀県側に報告しておらず、滋賀県及び多賀町から嚴重な抗議を受けまして、三重県が陳謝するというような、そういうてんまつにもなってしまった次第です。

発信機の追跡によりまして、その後、熊は初めに捕獲されました養老山地の山中で確認されまして、岐阜県との県境あたりを行き来しているようでしたけれども、人を襲った疑いのある危険な熊ということで、三重、岐阜、両県の関係自治体で連携体制をとっていただきまして、猟友会の方々の協力を

いただきながら、山中で捕殺すべく対応が連日進められておりました。

しかし、また、一方で、採取した体毛や血液などによって進められていたDNA分析で、多賀町で女性を襲った熊と三重県が放した熊は違う個体であることが判明いたしまして、三重県が放獣した熊は女性を襲っていなかったという、ぬれぎぬだったということが明らかになるとともに、また、さらにその上に、今回いなべ市で捕獲された熊と4年前に滋賀県東近江市で捕獲され放獣されていた熊の遺伝子型が一致したということも確認されまして、何がどうなって何だかわからんような、どんだん話が混乱してってしまうということもございました。

しかし、人を襲っていなくても人里に近づいたりすると住民も不安なことから、その後も捕獲のための対策が続けられましたけれども、急峻な山中で大型の熊を相手にするという事は猟友会の方々も大変困難なことであるとともに、結局は人里に近づく気配もなかったことから、2カ月の追跡の後に熊への対策は一旦打ち切られまして、その後は人の目に触れることもなく、恐らく穏やかに今日お過ごしをいただいているんだろうなというふうに思っております。

以上のような今回のツキノワグマの事件であったわけですがけれども、熊が捕獲されるなどとは経験がないことなので、現場で対応いただいた関係者の方々も大変戸惑われたことと思いますし、放獣方法について、そのときには事細かに示されたマニュアルもなかったと聞いておりますので、どこで放すかについても大変思案をされたんだろうというふうにお察しをいたします。このことは白山町の場合でも同じだったんだろうというふうに思います。

そのようなことから、今回の経験と教訓をもとにして、今後ツキノワグマが誤って捕獲された場合の対処の仕方について、現場で戸惑うことのないようにきちっとしておいていただきたいなというふうに思いますし、本来、国の鳥獣保護に関する法律でも、県の環境保全条例でも生息していることになっていない北勢地域でのツキノワグマが事実捕獲されたわけですから、この地域のツキノワグマの位置づけも事実即した整理の必要があるのではな

いかというふうに思っております。ちなみに、三重県と県境を接する滋賀、岐阜、両県の地域も生息域にはなっていないようです。

そこで、以上のようなことを踏まえながら次のような点について質問し、確認をしたいと思っておりますのでお願いいたします。

まずは、(新)三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアルについてですが、マニュアルの最新版が11月付で作成されておりまして、対処方法の確立に取り組まれていることは評価させていただきますけれども、その内容の中で、肝心の放獣場所の条件が地理的状況によっては相当限られてしまう条件になっていまして、その条件の内容はこういうことなんですけれども、原則として誤捕獲された市町内において放獣する。また、原則集落から2キロメートル以上離れており、人家、農地、遊歩道等がない森林とすると示されていますけれども、例えばいなべ市におきましては、まず、この条件に合う場所は極端に限られることが想像されます。また、放獣場所がない場合は関係者とか関係機関で協議をするともされており、協議した後がどうなのかというところで、肝心なところで最終曖昧さを残してしまっていることになるとも思います。

これらのことから、今後も引き続きマニュアルの検討がまだまだ必要であると思っておりますが、見解をお聞かせください。

また、次に、今回のことを教訓に、北部で県境を接する岐阜県、滋賀県、両県と、今後同様なことが起こった場合には連携し、統一した対策がとれるように、十分協議をしていただくことを要望いたしますが、いかがでしょうか。

ツキノワグマについて、捕獲ができるできないなど、岐阜、滋賀、三重の3県とも、法のもとでの扱いが違います。県境を越えて自由に移動するツキノワグマを、例えば岐阜県側では猟銃などによって狩猟することができても、三重県に入ってまいりますと全く手出しができないというふうになるんです。

(パネルを示す) このパネル、ちょっと示させていただきますけれども、

三重県の方でも、一番北の端のいなべあたりの県境がどうなっておるかというのは余り、改めて見ていただかないとわからない方もあると思うんですけども、この青いラインが県境ですけれども、三重県の最北端はこういうふうに岐阜県と滋賀県と県境を接して複雑に絡まっております。お互いこの養老山地で岐阜県と分かれておりますし、鈴鹿山系で滋賀県と三重県と分かれておりまして、その先は岐阜県と滋賀県がまた県境を接しておるといふ、こういう複雑なところになっておりまして、ツキノワグマなど野生動物は、県境は関係なしに当然移動をしたりするわけでございます。

このように、隣同士の県で整合性のない実態をどうしていくかということをや、やっぱり場をきちっと設けていただきまして、3県でしっかりと話し合っていたきたいというふうに思いますので、その辺のところの御回答もお願いいたしたいというふうに思います。

そして、もう一つ確認させていただきたいことは、鳥獣の保護管理に関する国の法律でも県の自然環境保全条例でも、三重県で対象となるツキノワグマは紀伊半島の希少種の熊でありまして、北勢地域に出現した伊吹系の熊が生息するという前提は全くない状態であるという点です。しかし、現に北勢地域でツキノワグマが確認されているわけですから、法律や条例上の扱いについて何らかの整理をしていただく必要があるのではないかというふうに思うんですけども、このことについての御所見も後々のために確認させていただきたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いたします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） それでは、ツキノワグマへの対応についてお答えします。

議員も御紹介がありました（新）三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアルにつきましても、熊騒動を受けて新しく見直し策定をしたものでございます。

現状についてですが、紀伊半島の地域個体群に属する三重県のツキノワグマ

マは、絶滅のおそれがあることから環境大臣によって狩猟禁止鳥獣に指定されており、三重県自然環境保護条例においても三重県全域のツキノワグマを保護対象としております。また、鳥獣保護管理法においても許可等のない野生鳥獣を捕獲することは禁止されておりまして、イノシシの捕獲おりなどに誤捕獲されたツキノワグマは原則放獣するということになっております。

(新) 三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアルでは、誤捕獲されたツキノワグマの放獣場所の条件として、議員も御紹介がありました、放獣場所は県内に限ること、原則誤捕獲された市町内で、集落から2キロメートル以上離れており、人家、農地、遊歩道等がない森林とすると規定し、事前に市町と放獣場所や仮置き場などについて調整、検討を進めていくこととしております。

放獣場所については、土地所有者の理解、了解というのがなかなか得られることが困難な状況が想定されます。また、放獣に当たっては、ツキノワグマの保護に対する住民の皆さんの理解ということも重要だということだと思います。このため、マニュアルの中で、三重県獣害対策課、これ、本課ですけれども、あと、地域機関であります農林水産事務所森林・林業室、市町の皆さんと対応を協議すると定めておりまして、地域の状況に応じてきめ細かに対応していくこととしております。

また、あわせて、県民の皆さんにはツキノワグマの生態について正しい知識を持っていただき、放獣に対する理解も深めていただくよう、普及啓発に努めてまいりたいと考えています。

また、今定めておりますマニュアルにつきましても随時見直しを図りながら対応していくということで考えておりますので、御了解いただきたいと思っております。

それから、岐阜県、滋賀県との3県の連携について御質問がございました。本年5月のツキノワグマの放獣をきっかけにしまして、隣接する岐阜県、滋賀県、三重県の3県で、ツキノワグマの誤捕獲に関する対応について協議を行いました。その結果、特にイノシシとか鹿のおりを各県設置しますが、

そういった場合においても、ツキノワグマを誘引しにくい餌を使用する、あるいは、誤捕獲時に各自治体が安全対策を講じるため速やかな情報共有などを3県が連携して取り組むことに合意をいたしました。

しかしながら、議員も少し御紹介がありましたツキノワグマへの対応でございますが、滋賀県は第一種特定鳥獣保護計画を策定し、保護をしています。岐阜県では、増え過ぎた鳥獣として管理する第二種特定鳥獣管理計画を策定し、頭数管理を行うなど、大きくその取り扱いが異なっていることが明らかでございます。3県の対応を統一することは、なかなか容易ではございません。それぞれの保護管理の立場の違いを踏まえつつ、さらなる連携に向けて引き続き息の長い協議をしていきたいというふうに考えております。

また、最後に、北勢のツキノワグマについて、扱いでございますが、今回いなべ市で誤捕獲されました個体は、希少種として位置づけられている紀伊半島個体群とは異なり、白山・奥美濃個体群に属することが判明しております。現状では、北勢地域においてツキノワグマの目撃情報は少なく、増え過ぎた鳥獣として積極的に捕獲、管理を行っていく状況にはないというふうに考えております。引き続き、北勢地域のツキノワグマの生息状況の把握に努め、状況の変化があれば適切に対応していくようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） ありがとうございます。

まず、マニュアルについてはまだまだ、やっぱり三重県は山が浅いものですから、どれだけの距離が離れていてとか、遊歩道から近づいていないところとか、いろいろ条件をつけ出すとなかなか場所がないんですね。ですから、本当に放獣の条件をつくるのが難しいと思いますけれども、まだこれからも随時検討を重ねられていくというような御答弁をいただきましたので、また関係機関や関係者の方々とも折に触れて確認もし合っていたいただきながら、より具体的に合ったマニュアルにさらにしていっていただきたいというふうに

思いますので、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

それと、熊のそれぞれ3県の扱いの違いの中で、やはりいざというときには連携しながらやっていかんならんという、整合性のない中でやっていかんならんというのはなかなか、5月にあったときも難しいところがあったようですので、けれども、その後3県の協議がなされていないというふうに聞いておりますので、どうか3県の協議、どこから言い出しっぺになるかというのはあるかわかりませんが、やっぱりまたないとも限りませんので、ぜひ、またそういうことがあったときに混乱をしないように、ある程度の連携した話はやっておいていただきたいなというふうに思いますけれども、3県協議についてこれからまたやっていくおつもりがあるかということをもう一度確認させてください。

それと、法律上、条例上の位置づけなんですけれども、先ほど農林水産部長からいなべのツキノワグマの類型の話がございましたけれども、あくまでも三重県で保護獣であるという対象は紀伊半島の熊であるということですから、それに合わせて北部の違う個体群も三重県では守る、保護する熊やということですが、その辺はもうそのままのあやふやな形で推移しておいてええものなのか、何か北勢であられる熊は幽霊の熊のような扱いになってしまいますので、それでいいのかなというところをもう一度確認させてください。

以上、2点だけ済みません。

**○農林水産部長（吉仲繁樹）** 3県の合同に集まってというのは1回でした。それで、各県へ出向いて調整は進めてまいりましたが、議員御指摘のように一堂に集まって今後のその状況というのは、岐阜県、滋賀県がいろんな、今、状況調査もしておりますので、それが出た段階で、年度内には、あるいは年内という感じですが、やりたいなというふうに考えています。

それから、熊に対して個体群の違いによるということはありませんものの、いずれにしても第一種、第二種ということで適切な管理をしていくということになりますと、増え過ぎる、あるいは危害を与える、そういう状況下の中

で管理計画を立てる必要がございます。したがいまして、ツキノワグマそのものは、基本的には保護するということになっておりますので、三重県では紀伊半島個体群であり何とか群であるといっても、増え過ぎておるとか、あるいは非常に頻繁におりに入ってしまうということになれば、当然そういうことについて適切な対応をしていきたいと考えておるんですが、その後余り目撃情報というのが頻繁にはない状況でございますので、ただ、猟友会の皆さんとかからいろんな情報を聞きながら、今後どういうふうに対応するかというのはしっかり適切に見守ってはいきますけれども、現状では特段、すぐに捕獲の対象にするとか、そういうことではないというふうに考えています。以上です。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） ありがとうございます。

3県協議もまた段階を見てやっていただけるような御答弁でございましたので、どうぞよろしく願いいたしたいというふうに思います。

それと、法律、条例上の北勢の熊の位置づけについては、ちょっとまだじっくり理解ができないところもあるんですけれども、ここでもうこれ以上は平行のままになるような気がしますので、またいずれ、これ、もう一度聞かせてもいただきたいというふうに思います。

このツキノワグマの話はここで終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは、四つ目なんですけれども、医療介護総合確保推進法に基づく取組についての質問をいたしたいというふうに思います。

今後増大する社会保障費を抑制しつつ持続可能な社会保障制度の確立を図るために、この法律に基づき創設された、消費税を財源とする地域医療介護総合確保基金を活用しながら、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けた医療提供体制づくりや、また、住みなれた地域で最期まで暮らせるようにする地域包括ケアシステムの構築に向けて、昨年度からは医療の分野、今年からは介護の分野の取組が、県、市町、それぞれの役割のもとで進められてお



ります。

我が県におきましても、地域医療構想に基づいた医療機関の病床機能の転換や市町においての在宅医療と介護の連携推進など、これまでと大きく変わってくることから、サービスを利用する環境の変化への不安やサービス低下への懸念等も含めまして、今回の変革に関する質問や質疑が議会でもたびたび取り上げられているところでございます。

今、その地域医療構想の策定に取り組まれている最中であり、それに基づく議論につきましてはまだこれからになるかと思えますけれども、特に、新たな医療機能の分類に合わせた病床機能の転換の推進、地域包括ケアシステム構築のための市町における在宅医療体制の整備などは、いろいろと課題もある中で現場では大変御苦労をいただきながら進めていただいているようにお聞きをしております、今回改めてその取組についてお伺いをさせていただき次第でございます。

まず一つは、新たに示された機能分化による医療提供体制についてですけれども、新たに示された高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4分類による昨年度の時点での病床機能の報告では、2025年に必要とされる病床数、これは参考値として出ているわけでございますけれども、その2025年に必要とされる病床数の参考値と比較して回復期の病床が極端に不足しており、将来は今の4倍ほど必要という数字になっております。ちなみに、ほかの三つの機能区分は全て必要とされる数字を上回り、過剰となっている状況だというふうにお聞きしております。

まだこれから毎年の報告を重ねながら地域ごとの調整も図り、10年後に向けて収れんされていくということでございますけれども、いずれにしても、回復期の病床については医療機関に転換を求めながら確保していかなければならないことは確かでございます。医療機関の現場では、今の段階で転換をすぐに考えられるところはなかなか少ないように聞きますけれども、現段階でどのように捉えられておられ、調整会議も含め今後どのように取り組んでいくことになるのか、転換を促進するためにはまた何が課題になっているか

も含めて、一度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

そして、もう一つ、次に、地域包括ケアシステム構築のための在宅医療体制についてですけれども、平成30年までには全ての市町で在宅医療・介護連携推進事業の体制をつくっていくこととなりますけれども、在宅医療のニーズや今の現状と今後必要とされるサービスの量など、それぞれ市町において把握しながら体制をつくっていくことは大変な作業であるというふうに思われます。県としては、環境や条件が様々違う市町に対してどのようにかかわって在宅医療の体制づくりに取り組んでおられるのか、また、これも何が課題なのかも含めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、お願いいたします。

〔佐々木孝治健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 医療介護総合確保推進法に基づく今後の取組についてお答え申し上げます。

まず、2025年に向けました病床の機能分化・連携でございますけれども、このうち回復期につきましては、国の定義によりますと、急性期を経過した患者に対して医療やリハビリテーションを提供して在宅に復帰していただくというような定義がされているわけでございまして、患者の方々にも早期に住みなれた地域や社会に復帰していただくためには非常に重要な機能と考えております。

一方、その量的な観点では、今御指摘いただきましたように各病院からの手挙げとのギャップが約3100床あるというところでございますので、一定程度転換を促していく必要があるかなと思っておりますが、現在八つの地域において行われております地域医療構想調整会議の中では、この回復期の定義が厳密な意味ではっきりしない、もしくは診療報酬はちゃんと裏打ちされていないのではないか、そういった御不安が聞かれます。

このような中で県としては、病床数そのものではなくて、各地域ごとに基幹病院を中心とした一定の方向性を県の提案として打ち出し、その中で、例えば桑員地域で西のほうはもう少し回復期機能が必要ではないかみたいな形

で提案させていただいて、これに基づいて御意見をいただくような形をとっております。また、実効性を高めるためには、議員御指摘の基金を活用していくということも考えてまいりたいなと思っております。

もう一つの在宅医療につきましては、現在市町でいろいろ取り組まれていると思いますけれども、全体的に県としては体制整備が十分でない、また、市町の取組にばらつきがあるということが課題であると認識しております。

このため、県といたしましては全県的な体制整備支援をしたいと考えております。今、フレームワーク、これは在宅医療提供体制の構成要素を整理したものでございまして、地域の資源や具体的な支援体制のあり方等々から構成されるものでございますけれども、こういったツールを開発して、これで全市町の実態を把握し、どんな支援ができるかを検討した上で、基金も活用しながら各市町の取組を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） ありがとうございます。

時間がそれほどないものですから再質問は控えさせていただきますけれども、まず、市町の在宅医療体制の構築については、やはりまだ医療の部分のところは市町にとってはかかわりが少なかったところもあるんだというふうに思いますので、ぜひ県がしっかりとサポートというか支援というか、一緒に取り組みながらつくっていかなければならないものはつくっていかなければならないので、体制整備に向けて引き続きよろしく願いたいというふうに思います。

それと、医療機能の分化、病床の転換のことですけれども、先ほど答弁の中にも御紹介がございましたが、現場では改革に沿った診療報酬の政策の転換を見きわめないと、なかなかやっぱり経営上のこともあるので難しいわなというようなお話も聞きます。それは先ほどの御答弁の中でも御紹介されたんだろうというふうに思いますけれども、ぜひ地方のほうからこういう病床転換を、これ、いいか悪いかは別として法律に基づいてやっていかなければ

いけないことではございますので、どうかそれに合った診療報酬の体系の政策を早期に示していただけるように、どうか地方のほうからも、県のほうからも要請をしていただきたいと思いますように、これもお願いをさせていただきます、時間が来ましたので今日の質問を終わらせていただきます。

どうも御協力ありがとうございました。終わります。（拍手）

○副議長（中森博文） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（中森博文） お諮りいたします。明3日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中森博文） 御異議なしと認め、明3日は休会とすることに決定いたしました。

12月4日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時1分散会